
平成29年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成29年12月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成29年12月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鑓水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 伊藤 善康君 |
| 9番 諫山 茂樹君 | 10番 岩佐 達郎君 |
| 11番 大越 秀男君 | 12番 高山 敏枝君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 藤田 光彦君 |
| 15番 櫛川 正男君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|------------|
| 局 長 熊懷 洋一君 | 記録係長 浦 聖子君 |
| 記録係 伊藤 諒平君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 高木 典雄君 | 副市長 | 今村 一朗君 |
| 教育長 | 麻生 秀喜君 | 市長公室長 | 石井 好貴君 |

| | | | |
|---------------------|--------|----------|--------|
| 総務課長 | 楠原 康成君 | 会計管理者 | 田邊 敏文君 |
| 市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 | | | 瀧内 教道君 |
| 企画財政課長 | 中野昭一郎君 | 税務課長 | 山崎 秀幸君 |
| 徴収対策室長 | 白石 孝博君 | | |
| 市民生活課長兼人権・同和対策室長 | | | 安元 正徳君 |
| 生涯学習課長 | 瀧内 英敏君 | 監査委員事務局長 | 樋口 秀吉君 |
| 保健課長 | 原 廣正君 | 福祉事務所長 | 梶原 康宏君 |
| 住環境建設課長 | 江島 高治君 | | |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長 | | | 松尾 正和君 |
| うきはブランド推進課長 | | | 田籠 正規君 |
| 水資源対策室長 | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | 権藤 精二君 |
| 浮羽市民課長 | 山田 昭紀君 | 自動車学校長 | 高木 慎君 |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） では、改めまして、おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 許可を得ましたので、それでは質問させていただきます。

せんだってから、市長はヨーロッパへ視察に行かれたということですが、私も以前、旅館を営んだ折、旅行会社さんとのつきあいなどで何度か海外旅行をする機会がありました。そのときに感じたことは、その国独自の自然環境、歴史、文化及び食事など、見るもの、聞くもの、食べるものなど、全てのものが初めて体験するものばかりだったので、感動して帰ってきたことを覚えています。それからは、そこで見たことや体験したことをどのように自分の商売に取り入れることができるかということ絶えず考えていたことが思い出されました。

そこで質問。

1. このたびの市長の欧州視察について、（1）市長はせんだって欧州視察をされたが、その目的と視察の感想を伺う。また、視察してきたことを今後どのように行政に取り入れていこうと

考えているか。

以上。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、このたびの欧州視察について、欧州視察の目的と成果、さらには今後の施策にどのように生かしていくのかという御質問をいただきました。

このたび10月1日から8日までオランダ、フランスに出張してまいりました。地方創生推進交付金を活用した国際連携・文化資本創出事業の取り組みとして、住環境建設課の橋口参事、うきはブランド推進課の田籠課長、地域おこし協力隊の平田隊員の同行のもと、市長によるトップセールスを行ってまいったところであります。

今回の欧州出張は、3つの目的を持って行ってまいりました。

一つ目は、観光プロモーションであります。フランスボルドー市観光局長のニコラ・マルタン氏を初め、フランス世界遺産の村サン・テミリオンの観光協会会長、その他多くの民間の観光事業者と面談を行い、うきは市のPRを行ってまいりました。また、前駐日オランダ大使、ラーディング・ヤン・ファン・フォレンホーベン御夫妻ともお会いする機会をいただき、3年後の東京オリンピックの事前キャンプ誘致の相談を行うなど、インバウンド推進のPRを行ってまいりました。

2つ目は、オランダとの文化交流でございます。

これまでもオランダとはアーティスト・イン・レジデンス事業を初めさまざまな文化交流を行ってまいりましたが、今回、オランダ政府外郭団体ダッチカルチャーのケース・デ・グラーフ所長とお会いし、これまでの交流事業への協力に対し感謝を伝えるとともに、今後とも協力関係を深めることを確認してまいりました。

3つ目は、フランスにおける農業視察であります。

今、うきは市が進めている、うきはテロワールの観点から、特に地勢的特徴が類似しているアルザス地方、ボルドー地方、それから、シャンパンの産地として有名なシャンパーニュ地方を訪ね、ブドウ栽培者やシャンパン、ワインの醸造家の多くの皆さんと意見交換ができ、今後のうきは市の農業振興に当たってアイデアをいただいたところでございます。

今回の欧州出張では、多様な関係者の皆さんと出会うことができましたし、意見交換を通じて多くの貴重な学びの機会がありました。これらをこれからの施策につなげてまいりたいと考えているところであります。

具体的には、まず観光PRにつきましては、引き続きオランダ、フランスとの交流を通して欧州からのインバウンド推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、オランダとの文化交流であります。今後は、特に幼児を対象とした文化交流を進めていきたいと考えております。幼少期から一流の芸術・文化を体験することで、国際感覚を身につけるとともに、豊かな感性と文化力が身につく教育を推進していきたいと、このように考えております。

3番目のフランスの農業視察では、ブドウの栽培やワイン醸造技術に関して、視察先より協力の申し出がっており、うきは市におけるワインブドウ栽培の可能性について調査研究を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、今回の欧州トップセールスにつきましては、12月議会会期中にお時間をいただきまして報告会をさせていただくことになっておりますので、改めまして、詳しくは報告会でお話しをさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 以前、私が海外旅行をしたときに思ったことは、一言で言うと、短期移民のようなものと思った。短期移民とは、短期間でその地に滞在している、お金を落としてくれるという意味で、私がその地に行くことでそこに貢献しているなど思ったことがありました。市長はどのように感じたか、まず1点目。

2点目は、百聞は一見にしかずという言葉があるように、市長も既に視野は広いと思いますが、時間ができたならば、なるべくいろんなところを見てはいかがでしょうか。

以上2点、とりあえず。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、インバウンド政策を進める中で、再三申し上げていますように、国内旅行者に比べて海外旅行者のほうがいわゆる観光消費額が多い、そういうデータもしっかりありますので、そういう視点で今、取り組みを図らせていただいておりますので、今回はアウトバウンドというか、私どもが海外に出たわけでありまして、もちろん現地の方から見ればそういう思いで我々を迎え入れているものと、このように思っております。しかし、私自身は、今回は先ほどから申し上げますように、3つのミッションを持ってお邪魔したわけでありまして、欧州の地元経済効果という観点よりも、我々の3つのミッションをしっかり確保していくということが重要で、この8日間、これに専念をさせていただいたということでもあります。

それから、2点目は、今後、本当に社会経済情勢が大きな転換期にある中で、やっぱり見聞を深めて、いろんな知識を得て施策に生かしていくというのが重要であると思っておりますので、これは海外のみならず国内も含めて、しっかり見聞は広めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） この地方創生推進交付金事業外の中に3つのミッションのことが

うたわれておるわけでございますが、その中で1つ目のことですが、観光プロモーション事業についてですが、多くの民間の観光事業との面談をして、先ほどから3年後の東京オリンピックの事前キャンプ誘致の相談を行ってきたということでございますが、今後、うきは市について認知度向上のために具体的にどのようなPRをしてきたかというのが1点目。

2点目ですが、オランダの交流についてということで、私はこの事業概要を見てみましたが、アーティスト・イン・レジデンス事業については、まだまだ地元の人には知られていないんじゃないかと思うわけですよ。私もこの事業概要を見て初めてわかったんですが、この点について周知がまだまだ不十分だろうと思いますが、その点についていかがか。

その2点、以上。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず1点目であります。オランダ、フランスともども、しっかりうきはをアピールしてまいりました。うきはは、いつも申し上げていますように、フルーツ王国うきはということで、年間を通してフルーツの生産が盛んであるということ、そうすると、これまでもオランダの方、フランスの方、うきはにおいでいただいでいて、ロ々にうきはの自然に感動をなさっておりますので、今うきはは、この自然あるいは歴史資源等も含めて、今あるもの、地域資源を掘り起こして、ブラッシュアップして、それを武器に、今、いろんな観光を含めた地域おこしに生かしているんだと、こういうことで説明をさせていただいております。

先方から見ますと、観光という視点でいくと、やはりうきはだけではなくて、もっと広域的な連携の中でPRをされたらどうかというアドバイスもいただきましたので、まさに広域連携等も進めさせていただいておりますので、そういうことで、また検討していきたいなど、このように思っているところであります。

それから、アーティスト・イン・レジデンス事業を例えに、今、文化の交流が市民の皆さんに浸透していないのではないかという、そういう御質問をいただきました。私は再三申し上げますように、今、大きな過渡期を迎えている我が国の中であって、地方創生の争点は創造する、「造る」という言葉であります。これは全く前例が通用しない新しい発想のもとで、新しいまちづくりを考えなくてはいけない、そのためには、やっぱり感性というか、文化力を養うことが非常に重要ではないかということで、ことしから幼児を対象にリトミック教育、いわゆる音感教育なんかをやって、文化力あるいは感性豊かな子供につなげようという取り組みをやっているところであります。

今後、なかなかそういう気持ちや市民の皆さんに伝わっていないのではないかと御指摘がありますので、いろんな場を通じて、まさに文化力をつけること、そして、感性豊かな人材を排出することが、このうきはの新しい地域おこしにつながるということをしっかり御説明してまい

りたいと、このように思っております。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 地方創生の取り組みの一環として、うきは市の基幹産業である農業を取り巻く自然環境を科学的に証明し、その環境をうきはテロワールと名づけて、農業の高付加価値化とそれに伴う地域活性化に取り組んでいることから、フランスにおける農業視察に行かれたと思います。

そこで、フランスのボルドーといえばワインの産地で有名であるが、我がうきは市も巨峰を初めとするブドウの産地であり、地勢的にも特徴が類似しているということで視察に行かれたようだが、現地の人たちとのどのような意見交換があったか伺いたいんですが。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、私どもの観光プロモーションにもつながるんですが、フルーツ王国うきはの説明と同時に、例えば、ブドウを例にとって巨峰とかピオーネを初め47種類のブドウが生産されているという御説明をしたら、本当に驚いておられました。ただ、現実的にはほとんどが生食用のブドウであります。御当地ボルドー地方とかアルザス地方は、加工というか、ほとんどがワインでございます。うきはで生産されている47のブドウの品種とは全く異なるものでありまして、その後、ボルドー地方、アルザス地方と、そして、うきはの地勢、地形等についてしっかり意見を交換したところ、先方も、なだらかな丘陵地、その中で水はけのよさ、保水力を生かしたブドウの生産、そしてワインの加工ということをやります。そうしますと、このうきはの耳納北麓一帯の丘陵地と全く地勢、地形が一致することがお互い共有され、先方からの提案としては、ぜひ本格的なボルドーで生産しているワイン用のブドウを、先方ではワインを醸造するためのブドウの品種というのは2種類しかないらしいんですが、そのブドウの品種をぜひうきはでつくってみてはどうかという御提案なんかも今いただいているところであります。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは、2番の総合産業である観光によるまちづくりについて、平成26年9月議会の折、私が総合産業である観光によるまちづくりについて、観光理念、観光行動、観光消費、観光が生み出す経済効果について質問させていただきました。そのとき、市長から、観光は多くの産業に幅広くかかわり合いがある総合産業であり、市にとっても重要な産業であると認識している。観光による消費の多くは市の外からもたらされるものであるもので、それを地域でしっかり受けとめることにより、地域経済の活性化にも大きく寄与するものと考えており、また、観光消費の特色は、そのお金が地域に還流する比重が高いことにある。観光は、うきは市内で生産される産物、産品や人的な資源を有効に活用し、地域の中でお金を循環させるための重要な経済システムを担うものと捉えることができる。そこで、観光はすそ野が広い産業であ

り、市にとっても外貨を稼ぐための重要な産業であるという認識のもと、振興に向けて対応を図っているところである。市としても経済循環を高めるため仕組みを構築できるように努力してまいりたいと思っておりますという答弁をいただきました。

そこで、（１）平成２６年９月の定例会の一般質問で、観光は外貨を稼ぐ重要な産業であり、市としても経済循環を高めるための仕組みを構築していきたいとのことだったが、仕組みはどのようなのか、また、それをどう実行しているか伺う。

平成２６年１２月の議会の折、観光庁の発表によると、仮にうきは市での定住人口が１人減少した場合、それだけ域内の年内消費額というのが減少して経済が衰退してくるわけだが、それを観光客、日帰り客なら１年間７９人、宿泊客なら２４人、外国の旅行客なら７人がうきは市に訪ればカバーできるということだった。また、平成２６年９月の市長の答弁の中では、地理的にもアジアからの玄関口となる福岡空港、博多港からも近いうきは市は、外国人観光客の誘致についても可能性がある。よって、近隣のアジア諸国ではなく欧米諸国についても重要なターゲットになると考えられるので、今後、インターネットやSNSなどメディアを活用した情報発信も重要になると思われる。このような状況の中、うきはブランド推進隊が中心となり、英語による情報発信についても強化を図っているということでした。

そこで質問、（２）インバウンド観光に向けて、どのような情報発信をし、その結果どれくらいの入込み客数や経済効果が上がっているかを伺う。

また、その一環としてうきはブランド推進隊が韓国釜山の旅行会社を訪問し、うきは市をPRするとともに、誘客に向けた旅行商品の造成に対し働きかけを行っているということだったが、そこで質問、（３）以前、韓国の旅行会社を訪問し、旅行商品の造成に働きかけを行っているとのことだったが、訪問した結果や現在までどのような成果があったか伺う。

平成２６年１２月の議会の折、うきは市内に、スイーツ&フルーツコレクション、森林セラピーや棚田オーナー制度などの特色のあるイベントなどが多く存在している。これらの既存のイベントに磨きをかけることでリピーターはさらにふやしていけると考えられるので、市としても積極的な支援を行っている。さらに、新たな観光資源の発掘も重要となってくる。市内には古墳や日本書紀にかかわる遺跡等を初めとした歴史的資源豊かな農村空間など、現状では大きなニーズはないものの、今後、人を呼び込むために重要な資源となり得るものが多く内在している。新たな観光資源を発掘し既存の資源との連携を図ることにより、うきはをアピールし、一層魅力を高めていくことが重要であるということでした。

そこで、ガストロノミーツーリズムという言葉を知っていますか。グリーンツーリズムなら私も知っていますが、どういう意味かといいますと、その土地を歩きながら、その土地ならではの食を楽しみ、その土地ならではの歴史文化を知る旅ということだそうです。

そこで、質問、（４）観光コースをつくる場合、ほとんどが若者や一般の人を対象としたコースが多いと思うが、高齢化になった現在、古墳や日本書紀にかかわる遺跡といった歴史資源を取り入れた中高年向けのコースを考えたかどうか。

以上４点。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま総合産業である観光によるまちづくりについて、大きく４点の御質問をいただきました。

１点目が、観光は外貨を稼ぐ重要な産業であり、経済循環を高めるための仕組みはどうなったのかという御質問についてであります。平成２６年９月の一般質問で、総合産業である観光によるまちづくりについて、大きく６点の御質問をいただいております。その中で、観光が生み出す経済効果についての御質問があり、市内のさまざまな関係者との連携の中で、これまで以上に経済循環を高めるための仕組みを構築できるよう努力していきたいと答弁をさせていただきました。

御承知のとおり、観光は移動や宿泊、食事、おみやげの購入などの消費を伴うすそ野の広い産業であり、地域経済の活性化に対し大きな効果をもたらすものであります。しかしながら、観光客の増加と観光消費の増加を連動させるためには、受け入れ側の努力も必要となってまいります。具体的には、サービスの向上やブランド力の高い魅力ある商品の開発など、さまざまな対応を図っていく必要があるとお答えをしております。

地方創生の大きな流れの中、市では、地域内の経済循環を高めるため、うきは地域総合商社を立ち上げました。市外から外貨を稼ぐことを目指し、お土産となる新商品の開発や特産品の域外への販売の取り組みを始めております。あわせて、観光地域づくり、いわゆるDMOの取り組みも始まっており、イベント開催や旅行関係事業者への営業など、観光協会、商工会、温泉組合、うきはの里株式会社など関係団体との連携はもとより、うきは市民も巻き込んだオールうきはで取り組む新しいうきはならではの着地型観光の仕組みづくりを進めているところであります。

２点目が、インバウンド観光に向けてどのような情報発信を行い、入り込み客数や経済効果は上がっているのかという御質問についてであります。国内のインバウンドの状況についてであります。観光庁によりますと、平成２８年中の訪日外国人旅行者は、２，４００万人、これは対前年度比１２３％増となっております。旅行消費額も４兆円を超えて、年々増加をしているところであります。平成３２年度の４，０００万人、消費額８兆円を計画目標として推進しているところであります。

このような中で、うきは市では平成２６年度に観光ツーリズムプランナーとしてインバウンドの推進をミッションとした語学が堪能な地域おこし協力隊を配置して、アジアを中心としたプロ

モーションやオランダとの文化交流を通してアーティスト・イン・レジデンス事業などを実施するとともに、SNSやホームページ等で観光情報発信に努めてまいりました。また、昨年度からは、台湾や韓国の若い世代に影響力のある有名なブロガーをうきは市に招き、フルーツ狩りや食事、観光名所などを回ってインスタ映えするうきはの画像を海外へ発信しているところであります。また、今年度は外国語版の観光案内パンフレット、これは英語、韓国語、中国語の3カ国語となっておりますが、このリニューアルも行っているところであります。

次に、外国人の入り込み客数でございますが、うきは市での把握はできておりませんが、道の駅うきはの観光案内所を訪れる外国人は、平成27年度が133名、平成28年度が216名、対前年度比1.6倍となっております。筑後川温泉の宿泊客は、平成29年度の11月時点で1,464名となっており、平成28年度同期と比較しますと、前年度比6倍の増加となっております。経済効果につきましては試算できておりませんが、平成27年度の観光庁の試算では外国人旅行者の1人当たり消費額が約17万6,000円となっておりますので、経済効果についても一定の成果が上がっているものと推測をしております。引き続き関係団体等と連携して、うきはの地域資源を生かしたインバウンド推進を図ってまいりたいと思っております。

3点目が、韓国の旅行会社へ訪問した結果、どのような成果があったかという御質問についてでございますが、韓国でのプロモーションにつきましては、JR九州久留米鉄道事業部、うきは市、久留米市、日田市で構成する久大本線観光連絡会を中心に行っております。昨年度までの3年間は、釜山において現地旅行会社と商談会を行いました。また、韓国の旅行会社の担当者を当地に招聘し、うきはの魅力的な観光資源の紹介を行っております。さらに、昨年からは筑後川温泉旅館関係者も現地に同行し、直接商談を行っております。

なお、ことしからは、商談会の開催地をソウルに移し、3市の観光資源とモデルコースの提案を行っております。

取り組みの成果につきましては、各旅行会社が主催する視察は実施されておりますけれども、新しい旅行商品の開発までには至っておりません。しかしながら、先ほどお答えしましたように、筑後川温泉の宿泊客については、かなりの増加となっておりますので、引き続き、韓国だけではなく台湾などアジアでの観光プロモーションを推進していきたいと考えております。

4点目が、観光コースをつくる場合、古墳や日本書紀に係る遺跡といった歴史資源を取り入れた中高年向けのコースを考えたらどうかという御質問についてでございますが、観光コースにつきましては、観光協会のホームページでモデルコースを紹介しております。「うきは体感」、「うきは散歩」、「うきは+足をのばして」と、3つのジャンルに分けて、水や自然、白壁、棚田、五庄屋、パワースポットなど市のさまざまな観光資源が入った魅力ある観光コースを10本御提案しております。また、最近では、自転車めぐるサイクリングマップも作成し、着地型観光の推

進を図っているところであります。

若者向けのコースが多いのではないかと御指摘でございますが、現在のコースも中高年のお客さんも十分に楽しんでいただけるものと思っております。御提案いただきました歴史的資源を取り入れたコースづくりでございますが、国指定の装飾古墳や2020年に編さん1,300年を迎える日本書紀には、うきはの名が登場するなど、数多くの歴史資源がございますので、引き続き魅力ある観光コースを提案してまいりたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 観光は外貨を稼ぐ重要な産業であるということでございますので、経済循環を高めるための仕組み構築ということでございますが、これにつきましては、組織の明確化を図り、やっぱりそれぞれ責任を持たせることが重要ではないかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。1点目は。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まさに明確化を図ったらどうかという御指摘であります。先ほどから答弁させていただいていますように、DMOへの取り組みなんかはその最たるものではないかと思えます。DMOというのは、わかりやすく説明しますと着地型観光ですね。今までの観光というのは発地型観光ということで、東京とか大阪とか福岡の一定のエージェントが机上で、そして、もしうきはの観光商品ということであります。うきはの特定の観光事業者と机上で商品をつくり上げるということが大きな主流であったんですが、これからは着地型、まさにうきは市民3万全ての市民の皆さんがうきはの観光にかかわっていただけるような、そういう着地型の観光を今、目指しているところであります。

先日も東京に住む高校生の若者が今回の朝倉の災害支援で訪れた際、うきはに立ち寄って、このうきはの自然に感銘をした。そして、何よりもうきは市民の一人一人というか、市民の皆さんの人情、優しいおもてなしに感動したというお便りを先日いただきました。あるいは、先日東京に住むコミック家というか漫画家の方が、うきはを題材にしたコミック本を出版する、その動機も、その漫画家の方が中学時代にうきはを訪ねて、このうきはの人々の優しさ、おもてなしのすごさに感銘を受けて漫画化に踏み切ったというコメントがつけられておりますけれども、そのように、市民の方一人一人がおもてなしをすること自身も、やっぱり観光に携わるものだと、このように考えておりますので、まさにオールうきは、着地型の観光を大きな旗印に観光振興を今、進めようとしているところであります。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 今、外国からの入り込み客については聞きましたけど、現在のうきは市についても、若干道の駅についても聞かれましたけど、旅行の目的は観光なのか、あるいは

は次の観光地に行くための中継点なのか、その点、どういうふうなことでうきはに入り込んでいるかということを知りたいんですが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど筑後川温泉の宿泊客が、インバウンド客が対前年度比6倍伸びているという御説明をさせていただきましたが、これなどは明確に、うきはを訪ね、うきはの地で体を休めたいという目的のもとに来ていただいているものと、このように承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 私は平成26年12月の議会の折、タイの旅行社の担当者を招き、白壁通りの散策や柿狩りを体験してもらい、旅行商品にうきは市を入れてもらうように働きかけを行うなど、多様な機会を活用して外国人観光客の誘致を積極的に行っているところだと。また、インバウンド対策としては、英語、中国語、韓国語表記のパンフレットを作成し、最低限の案内ができるように対策を図っているということだったが、3年経過した今現在、どのような成果があったのか伺いたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、外国語版の観光案内のパンフレットも3カ国語でございますが、リニューアルも行って、積極的に外国人の入り込み客の対応を図っているところであります。先ほど道の駅うきはあるいは筑後川温泉の外国の方の入り込み客の具体的な数字を申し上げたところでありますが、その数字にあらわれているように、年々多くの外国の方も訪れてきていると、このように承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） また平成26年の12月議会の折に、うきは市内では古墳や日本書紀にかかわる遺跡を初めとした歴史的資源豊かな農村空間など、現状では大きなニーズはないものの、今後、人を呼び込むための重要な資源となり、得るものが多く内在しているということだった。

そこで、うきはテロワールですね、ここにうたわれているように、うきは歴史テロワールの旅ということで、古代、中世、近世というかな——のうきは市はどんなところかという題で、装飾古墳、山城日本名水百選の水をめぐる旅を企画してみたらどうかということと、もう一点は、今までも結構多いんですが、大石堰、袋野隧道の旅についても、そして、あるいは景行天皇巡行の概要ということで私は調べたんですが、せっかくなので景行天皇の巡行の足跡をたどると題して企画したらどうかなと思って、以上3点について伺いたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、うきはは多数の歴史資源があると、このように承知を

しております。特に3年後、東京オリンピックの年は日本書紀編さん1, 300年であります。8年前の古事記のときにはうきはの描写がなかったんですけども、今回の日本書紀には、景行天皇を初め幾つものうきはに係る話が記述されております。もともと古事記も日本書紀も初期の天皇の生い立ち等について触れたものでありますけれども、非常に景行天皇のみならず、いろいろな歴史にかかわりのあった、このうきはの地というのは、そういう要所にあったということがわかってまいりました。

そこで、今、うきはテロワールの歴史バージョンというのはおかしいんですが、「歴史で見るうきはテロワール」という冊子を新たにつくったところであります。でき上がったばかりで、まだ議会のほうにも詳しく御説明をしておりませんが、しっかり御説明し、また、市民の皆さんにも歴史的に由緒あるうきはということをしかり普及を図って、それをまた観光につなげるような施策に持っていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 3. 所有者不明の土地について、（1）国内の所有者不明の土地が、2016年時点で約410万ヘクタールと九州の面積の約367万ヘクタールを超えているという。所有者が死去後も相続登記されず、世代を重ねるうちに持ち主不明になっているケースが多いようだ。こうした土地は、既に公共事業の停滞や土地の有効利用阻害などに多く問題が生じているが、うきは市の所有者不明の土地の実態はどうなっているのか、また、どう対処しているか伺う。

（2）所有者はわかっているが、土地の管理ができない場合、施設入所、遠方居住等の周囲への迷惑・危険防止などに対してどのように対処しているか伺う。

（3）所有者不明の土地の固定資産税はどうなっているのか。徴収しようがない場合、土地の放棄をしたとみなし、没収等はできないのか。

以上3点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま所有者不明の土地について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、所有者不明の土地の実態についてのお尋ねであります。所有者不明の土地については、増田寛也元総務大臣を座長とする民間有識者による所有者不明土地問題研究会がことしの6月に取りまとめた、持ち主を特定できない所有者不明の土地が2016年時点で全国に410万ヘクタールという独自推計を公表したところであります。所有者不明土地は、公共事業の実施の支障、土地の有効利用阻害、空き家対策、農地や森林の荒廃等さまざまな影響が想定され、今後、ますますそういった実態が広がるものと、このように思っております。

うきは市における現在の対応状況としては、所有者不明の原因となる相続未登記の問題について、相続登記が完了するまでの間の措置として、死亡届の受付の際に、相続人の中から相続人代表者の選定をお願いする相続人代表指定届の提出をお願いしているところであります。

なお、国土交通省が所有者不明土地の有効活用に向けた新法案を来年の通常国会に提出するとの報道がっておりますので、今後、国の動向も注視しながら適切に対処してまいりたいと思っております。

2点目が、土地の管理ができない所有者への対応についての御質問であります。周辺住民や区長さんからの苦情・相談を受けた管理不全の土地について、家屋等がある場合は外見黙認により現地調査及び写真撮影を行い、所有者等へ適正管理に関する依頼文書及び現況写真を送付しております。遠方で管理が難しい場合は、市内で管理業務をされている事業者一覧を同封することもあります。また、解体したほうがよいと思われる空き家につきましては、空き家解体の補助金のお知らせも入れているところであります。送付後も改善が見られないときは再送付をしておりますが、それでも改善が見られず、空家等対策の推進に関する特別措置法で定めている特定空き家に該当する場合は、認定をしまして指導していくこととなります。また、更地の管理不全につきましては、場合によっては関係住民から改善要望の嘆願書を取りまとめ、所有者にお知らせとして送付している場合もあります。

3点目が、所有者不明土地の固定資産税についてのお尋ねについてであります。固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して課税され、所有者は原則として登記簿上の所有者となっております。土地の所有者が死亡した場合、相続登記が完了するまでの間の当面の措置として、先ほども申し上げました相続人の中から選定していただいた相続人代表者に固定資産税をお願いしているところであります。

また、所有者が全くわからない場合に、土地の放棄とみなし没収等とはできないかと御質問もいただいております。民法第239条第2項では、所有者のない不動産は国庫に帰属するという規定があります。現状では、国に不動産を帰属させることで土地を放棄できることとされていることから、所有者が全くわからない場合には土地の放棄とならず、国庫に帰属させることは困難な状況でございます。法務省は、有識者を集めた研究会を立ち上げ、土地を放棄できる仕組みについて議論を開始したとの新聞報道もっておりますので、そういった国の動向も見守りながら、適切な課税に努めてまいります。

○議長（**櫛川 正男君**） 佐藤議員。

○議員（**5番 佐藤 湛陽君**） 現に私の地域では、所有者がわかっているが土地の管理ができていないところがあり、地元の方に大変迷惑をかけているわけでございます。その状況としては、子供たちの登下校の折、また、地元の人たちの日常生活において大変危険であるので支障を来す

ということで、早く解決してほしいというのが地元民からでございますが、この点についていかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 空き家の中でも、すぐさま利用できる空き家については、空き家バンク制度で今いろんな移住、定住の受け皿として最大限の活用をさせていただいているところですが、空き家の中にはどうしてもそのまま住まうことは不可能であろうという空き家がございます。そういうことにつきましては、今、議員御指摘のように、安全・安心の面、あるいは公衆衛生の面で本当に課題が大きいものがありますので、先ほどから答弁させていただいていますように、しっかり所有者の皆さんにそういう現状をお伝えして、適正な管理をしていただくようお願いをしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） この点につきましては、後で同僚の議員が質問しますので、私は次の質問に移らさせていただきたいと思います。

4. 行政改革推進委員会答申を反映した予算や補助金のあり方について、平成28年10月18日付で平成29年度予算編成の方針についてという中で、総括事項で教育面において将来を担う子供たちが確かな学力を持ってたくましく生き抜く力を身につけ、これからの人生をしっかりとした足どりで歩んでいけるような教育の推進、その一方で、縮小していく社会へ対応すべく現在の実施している事業を行い、効果の薄いものについては、そのあり方を再考すべきときである。昨年度から2年間うきは市行政改革推進委員会に諮問し、現在、実施している事業の検証を行ってきた。同委員会答申を推進するとともに、本年度中に作成予定である公共施設など総合管理計画に沿った既存施設の統廃合を推進し、痛みを伴う改革も勇気を持って実行していくことが、将来うきは市を考えた上で極めて重要なことである。このような大きな時代の流れを的確に捉え、官民協力や地域間の連携を積極的に図りながら、身の丈に合ったうきは市の行財政運営を確実に実行していかなければならない。本市の財政状況は歳入面では一般財源の大部分を占める地方交付税加算が減少する見込みに対し、歳出面では社会保障に要する扶助費が増加しており、一層の計画的な財政運営が求められているということが記載されていますが、そこで、（1）これまで予算編成方針に行政改革推進委員会答申は尊重されたのか、また、検証したのか、検証した場合、その結果はどうだったのか伺う。

市の交付する全ての補助金のあり方についての答申、平成23年5月30日の諮問に対して、平成23年11月30日付の答申では、1. 運営補助金については10%削減を原則とし、使途基準の見直しを図ること。2. 答申については最大限尊重し、平成24年度予算より実施すること。3. 削減の実施については、交付団体の理解を得て、行政の信頼を失わないように努めるこ

と。

そこで質問。(2) 補助金は交付自体が既得権となり、見直しが難しいと思われてきたが、そこをあえて打破する勇気が今こそ重要と思われる。そこで、終期を決めて原則廃止にするサンセット方式を取り入れてはどうか。

以上2点。

○議長(櫛川 正男君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) ただいま行政改革推進委員会答申を反映した予算や補助金のあり方について、2つの御質問をいただきました。

まず1点目が、行政改革推進委員会答申が予算に反映されたのか、また、検証されたのかについての御質問であります。行政改革推進委員会からは、平成23年11月に補助金のあり方について、そして、平成26年9月に公共施設の有効活用について、さらに、平成29年1月には、具体的な16事業の検証結果について答申を頂戴いたしております。

まず、補助金のあり方では、運営補助金について10%削減を原則として見直す旨の御指摘を受けたところでありますが、これに対しては、各種団体等と調整を行った上で、実現可能なものについては、平成24年度以降の予算に反映をさせてまいりました。結果として、85件の補助金のうち6件の補助金を廃止するとともに、64件について削減を行い、平成26年度予算においては、全体で1,213万円の削減を行ってきたところであります。

公共施設の有効活用につきましては、答申の内容を踏まえて、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定させていただきました。今後、これに沿って施設の維持管理や整備を進めていくこととなりますが、長いスパンでの計画実行になりますので、各年度の予算編成作業の中で継続して検証していくことにしております。

16事業の検証結果に係る答申につきましては、平成30年度の予算編成方針において、答申内容を十分検証した上で予算要求に当たるよう指示をしているところでございます。いずれにいたしましても、答申の内容につきましては、今後の予算編成作業の中でしっかり検証してまいりたいと考えております。

2点目が、補助金にサンセット方式を取り入れてはという御提案でございますが、議員御指摘のとおり、補助金のサンセット方式とは、補助金の交付に当たって、例えば、原則3年といった終期を設定し、終期の到来時には改廃を含めてゼロベースで見直すというものでございます。時代の変遷と多様化する市民のニーズに的確に対応するために、このサンセット方式を取り入れている自治体もあると認識をしております。うきは市におきましても、長期にわたり継続して運営費に対する補助金を交付している団体が複数あります。本来、団体は自主財源で自立した運営を行うべきものでありますが、団体の性格上、運営費の補助が必要な団体が存在することも、また

事実であります。そういった点では、本市においては毎年毎年ゼロベースでその公益性や公平性等を判断した上で、必要な補助金について予算を計上させていただいているところでございます。

いずれにしましても、地方自治法第232条の2に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているとおり、目的が曖昧なものや公益性や公平性を欠くものに補助金を交付するわけにはいきません。サンセット方式を含めて適切な補助金の交付のあり方を検討してまいりたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 先ほど言ったと思いますが、総括事項の中に、教育面において将来を担う子供たちが確かな学力を持ってたくましく生き抜く力を身につけ、これからの人生をしっかりとした足どりで歩いていけるような教育の推進と上げられていたようだが、これは何を根拠として言われたのか伺いたいんですが。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、将来を担う子供への教育施策というのは、本当に重要なものだ、このように認識をしております。そういう中で、平成28年の3月、昨年3月でございますが、うきは市教育大綱というのを初めて策定をいたしました。その中で、今議員御指摘のように、社会を生き抜く力をどう養わせるか、そして、2つ目が、学力向上に向けてどのような取り組みをするか、さらには、うきは市らしい特色ある教育をどのように展開するかという大きな三本柱の中で、この大綱を策定し、この大綱に基づいて、種々各種事業を進めさせていただいているところであります。

そんな中で、先ほどからお話しをしておりますように、やはり創造性豊かな子供というか、次代を担う子供たちには、そういう感性とか文化力を養っていただきたいという考えのもとに、リトミック教育であったり、アーティスト・イン・レジデンスであったり、種々の事業を今、展開をさせていただいているところであります。なかなか私どもの思いがまだまだ市民の皆さんに伝わっていないということであれば、いろんな機会を捉えて、今、うきは市がいかに将来を担う子供たちの教育施策にいろんな方面で取り組んでいるということを御説明したいと思いますし、また、ホームページ等についても、うきは市の教育施策について、もっと若いお母さん、お父さんたちに見ていただけるよう、そして、うきは市がこれだけ教育施策を熱心に取り組んでいるということがわかるよう、しっかり随時更新しながらアピールをしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） これも前言ったと思いますが、公共施設など総合管理計画に沿った既存施設の統廃合を進め、痛みを伴う改革も勇気を持って実行していくことが将来のうきは市

を考えていく上で極めて重要なことである。そこで、平成16年の公立保育園の運営費や施設整備は一般財源から出されており、全国的に保育所の民営化が進行している中、うきは市においても、公立保育園の民営化、統廃合を計画し、浮羽町域では、平成25年度3月末に新川・小塩保育所を廃止し浮羽保育所に統合し、同年度末に山北保育所も廃止し、うきは幸輪保育園が開設されました。

そこで、吉井町域の公立保育園の民営化について、現在、吉井町域には若葉、千年、千草、いずみ保育園の4園の公立保育園があり、若葉保育園は平成14年度から建築で、その他の3園は昭和53年から57年度に建設され、いずれも30年以上経過しています。まずは既存の建物が利用ができ、定員の規模、立地条件など、また、今後の入所児童の動向を見ながら統廃合する園や新設の場所などを検討していくこととなると思うので、しっかり利用者や当事者の意見を聞きながら慎重に審議して結果を出していただくようお願いしたいと思いますが、もう最後1分だから、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保育所、保育園の統廃合並びに民営化については、今、議員御指摘のとおり、今までは浮羽町域を中心に進めてきました。今後は吉井町域におきましても、今、御指摘のような線で、今、関係団体、関係者の皆さんと今、協議をさせていただいているところであります。

やはり人の脳というのは大体10歳で固まるというふうに言われております。今まさに、ずっと再三申し上げていますように、特に幼児を中心として、やっぱり多様な教育というか、文化の視点も含めて、本当に感性豊かな子供に成長していただけるような、種々いろんな取り組みとあわせて、この組織のあり方について、しっかりそれと並行しながら取り組みを進めていきたいと、このように考えているところであります。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、2番、鎌水英一議員の発言を許可します。2番、鎌水英一議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） おはようございます。私は、平成28年4月14日並びに16日に発生しました熊本、大分地震災害後の6月、地域防災の件で一般質問をしております。また、本年6月、河川整備等についての一般質問後、50年に1度と言われる中、まさかのことし7月5日から6日に起きた九州北部豪雨災害、いつ、どこでという思いが、不安がよぎったところです。当市より派遣されている2名の職員の方へ、鋭意に感謝をしたいと思っております。

そこで、過去2度にわたる質問に関連するかとは思いますが、よろしく願いいたします。

また、通告書提出後、次々と新法案などの提出の報道がなされています。このことも含め、確

認が主となる質問になることを御了承いただきたいと思います。

ここで、失礼ですが、通告外でございますが、先日の太宰府市議選につき市長の思いを一言でもお聞きできればお願いしたいと思いますが、できなければ、もうよろしいですけどね。どうでしょう、いかがでしょうか。

○議長（**櫛川 正男君**） では、ないということで。鑓水議員。

○議員（**2番 鑓水 英一君**） では、また後日でもお聞きしたいと思います。

今回は、2つ目の質問についてお伺いしますが、まず初めに、1項目めの、土地や建物などの所有者不明の実態についてお尋ねいたします。

平成27年5月26日、空家対策特別措置法施行後、空き家については、28年6月の一般質問でお聞きしています。対策、また活用については、ことしの6月の岩佐、諫山、両議員の質問に対し、所管の働きによる答弁にておおむね理解はしています。要は、所有者不明の実態をお聞きしたく、この質問となります。

そこで、1点目、平成28年度に実施した空家等実態調査結果、776件、所有者の特定作業は終わって、夏から意向調査の実施中ですが、固定資産調査など、現在までの進捗状況をお伺いします。

ところで、補正予算で意向調査の委託料が32万4,000円減額となってということは、終わっているのかもしれませんが、その辺をよろしくお伺いします。

次に、2点目、776件の実態調査とは、居住として利用できない空き家の種類、住宅に該当しない放置された建物などを含んでいるのでしょうか。行政として、確認、また検証につき、お伺いいたします。

3点目、先ほどの、5番佐藤議員に似通り、再度の答弁となると思いますが、近年ふえ続けている所有者不明の土地、災害復旧や耕作放棄地の解消、空き家対策などへの障害、特に不動産登記簿の相続登記、任意で義務がないため、更新がなされていないのが多く、相続不登記、その結果放置され、子や孫の代になって、ネズミ算式に法定相続人がふえ続けていき、相続、売却もできなく、塩漬け物件となる現状です。国土交通省では、都道府県知事の裁定により一定の公共性を持った事業が対象で、「5年程度」が、5年など「一定期間」と修正された利用権設定の骨子をまとめた審議が進みつつあります。

そこで、難をする問題でしょうが、市長の抑止の対応など、考えがあればお伺いします。

以上、3点についてよろしくお伺いいたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 答弁、高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま、土地、建物など、所有者不明の実態について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、空家等実態調査の結果に基づく意向調査の進捗状況についての御質問であります。空家等実態調査で判明した776件については、平成29年9月に所有者意向調査を実施しており、現在集計し、分析をしているところであります。

空き家の所有者の内訳は、市内居住者が308件、市外居住者249件、所有者が死亡している空き家213件で、そのうち、相続代表者、納税管理人の届け出がない空き家が22件あります。また、そのほか所有者不明が6件となっております。

意向調査につきましては、約600件実施をしており、利活用可能な空き家が400件、中規模修繕が必要な空き家が120件、大規模修繕、または解体が必要な空き家80件となっております。

なお、今回の意向調査では、個別に市へ相談があったもの及び7月の災害で被災された所有者へは調査を行っていないところであります。

現在、意向調査に対する回収率は364件、60%で、未回答については、今確認調査を行っているところであります。

2点目が、平成28年度に実施した空家等実態調査に該当しない建物の確認、検証についての御質問であります。実態調査では、住宅、店舗事務所、併用住宅等の建物を調査し、倉庫や物置等については調査をしておりません。現在、周辺住民や区長等から苦情相談があったものをリスト化し、適正な管理を依頼しているところであります。

3点目が、所有者不明土地問題の要因である相続未登記抑止についてであります。土地の権利関係では、相続などで所有者が変わっても、登記名義を変更するかどうかは任意であり、義務づけではありません。都市部と比較して資産価値の低い農地や山林では、登記が放置される傾向があります。先ほど、佐藤議員の御質問に対する回答の中でも申し上げましたように、うきは市としましては、死亡時の各種届け出の案内時に、相続登記促進の働きかけを行うとともに、相続登記完了までの間の措置として、引き続き相続人代表者指定届の提出を求め、実際の所有者の特定が困難になる所有者不明にならないように努めるとともに、今後の法改正の動向も注視して、適切に対処してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 空き家については、6月の定例会のときにもお聞きしております。空き家の現況調査で、所在と所有者の把握が60%近く終わっていますけど、適切な管理を促進する意向調査を実施する途中でしょうが、終了は、今60%ということは、減額になった理由も聞きたいんですけど、この半年の間に、11月までの所有者不明の建物数とか固定資産税などの市税の滞納者数、滞納金額など、所管が分かれますが、発表できますかね。出ていますかね、金額とかは。（「滞納金額」と呼ぶ者あり）そうですね、今調査の終わり次第の60%の中で。

例えば、所有者がわからなくて、徴税の未収入がある物件。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきました。今、議員のほうで、平成28年に調査した実態調査と今回の意向調査がちょっと混乱しているところがあるかと思いますので、整理しますが、先ほどから答弁させていただいていますように、28年に調査した実態調査は776件であります。そのうち、意向調査は約600件。その差は、先ほどから言いましたように、個別にうきは市に相談があったものであったり、ことしの7月5日の九州北部豪雨災害で被災された皆さんについては、その意向調査から外れていますので、そこが数字が合わないということをまず御理解をいただきたいと思います。

そして、この600件の意向調査については、まだ60%の回収で、未回収がまた多いということについてはしっかり受けとめさせていただいて、早期に回収ができるようにやらせていただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 調査の途中ということでもわかりましたけど、終了次第、報告のほうをお願いしておきたいと思います。

それから、これは28年度だけど、水害後の問題でしょうが、年度年度で実態が変わりますが、随時意向調査を行っていく考えはお持ちでしょうかね。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。

空き家につきましては、それこそ周辺住民にいろんな迷惑がかかっているということで、現在も区長さんを初め地域住民のほうから、そういった要望等といいますか情報が参っております。

現在、この調査に基づきまして、この空き家についてはデータベース化をしております。ですから、新たなそういった空き家等の苦情等が来ましたら、そのデータベースに入力いたしまして、適切な助言、指導等を行っていらっしゃるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） これは委託ですかね。所管がやっているんですかね、委託ですかね、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 個別の案件につきましては、担当課のほうでそういった苦情等を受け付けをいたして、データベース化をしているというところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） その件についてはよろしくお願ひします。

それと、空き地、空き家を減らすため、買い手を見つけるのが難しい物件の取引を市町村が仲介する制度を新設し、都市再生特別措置法の改正が検討されています。税負担軽減策や不動産取得税軽減などを国が示しており、自治体としてどう判断されているのか、お伺ひいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、国のほうでいろいろ検討なされているということは承知をしているんですが、まだ具体的な話がおきてきておりませんので、うきは市独自に対応策についてはまだ策定していないところであります。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） この制度は、自治体、市町村の権限がありますので、今後空き家物件解消の取り組みなどに、利便性があると思われます。よろしくお願ひしておきます。議長、続けていいですかね。

○議長（櫛川 正男君） はい、どうぞ。鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） それでは2点目ですが、いろいろ倉庫とかは含んでいないということですが、空き家は賃貸のための住宅、売却する目的の住宅、別荘など、ふだんは人が住んでいない住宅、何らかの理由によって、長期不在や取り壊す予定の住宅などの居住を目的とした住宅を示し、その他の物件、さっき市長がおっしゃいました倉庫とかと言いましたけど、病院の病院棟とかもあります。この放置された物件、かなりの数でしょうが、新たな実態調査をこれもやるお考えはありますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 病院等の施設の話でございます。現在行っておりますのが、住宅とか店舗というところで空き家の調査を行っておりますところでございます。まずは、その空き家の今後の対応等のためのリスト化、調査をやっておるところでございます。

今後につきましては、今、議員さん言われますように、そういった施設等につきましては、市としても調査を行っていかねばならないというふうに考えておりますので、今後またそういった件については検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鍵水 英一君） 固定資産税等にも影響がありますので、日々の検証をよろしくお願ひしておきます。

それから、公共施設については、総合管理計画の中で説明を受けております。ただ、有効活用という物件が多く、この件につき速やかな成果を願うところです。答弁は結構です。

それでは、次に、3点目についてですけど、おっしゃられたとおり、国内で410万ヘクタールと、九州の面積368万ヘクタールを超え、年間1,800億円の経済損失に上る、分からなくなった土地があります。これは2040年には1.8倍の720万ヘクタールと、北海道の9割、さらに、6兆円の経済的損失となる見通しと、所有者不明土地問題研究会——さつき市長がおっしゃられました——が公表しています。

そこで、所有者不明の土地対策に納税情報活用と、国交省が法案の骨子をまとめています。自治体の土地取得など、担当課が所有者を探す際に、従来は個人情報保護のため、税務課だけが利用を制限されていた固定資産税の納税の情報を使えるようにするとし、納税者は、登記されている人の子孫など、相続人であるケースが多いため、その情報が使えれば、所有者を探す有力な手がかりになるとしています。これは、所管の横軸ともなり、今後、特に死亡者名義のまま放置している場合、相続人の相続義務者の変更や相続人調査などに結果が出てくるのではないのでしょうか。

それから、公共事業に影響を及ぼしている所有者不明の土地、簡単でいいので、実態があればお伺ひしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁をさせていただいていますように、国のほうでは、来年の通常国会に法案を出すということで、非常に期待をしているところでもあります。議員御指摘のように、今うきは市では、道路においても、河川改修においても、いろんな公共事業を進めさせていただいているんですが、かなりそういう土地不明者の案件はございます。苦慮しているところも多々あります。かつ、また今うきは市は、国、あるいは県のほうにもいろんな事業のお願いをしている中で、例えば福岡県にお願いしている県道の改修の中で、土地不明者がいて事業がなかなか進捗しない。あるいは、国においては、国土交通省の河川事業において、そこらがネックになって、なかなか事業が進まないというのを幾つも幾つも承知をしているところでもありますので、今度の新しい法案にしっかり注視をしながら対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鍵水議員。

○議員（2番 鍵水 英一君） おっしゃられるとおり、今後、新法案による対処方法など出てくると思われます。

ところで、所有者不明の土地、うきは市でどれだけの面積があるのか、わかればお伺いしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと面積までは把握しておりませんので、またわかりましたらお知らせをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ということは、固定資産税の徴税にどれぐらい支障が出ているのかということも、これはどんなですかね、わかりますかね。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 税務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 今、鑑水議員さんからの御質問ですけれども、先ほど面積については申しわけありませんが、面積までは把握しておりませんので、今後調査していきたいと思っております。

それから、固定資産税に対する影響の関係ですけれども、先ほどの市長の回答の中にもありましたように、相続人の中から代表者を選んでいただいて、そういった方をお願いしたりして対応してきているんですけれども、現実的にやっぱり、それでも追い切れない部分がありまして、今つかんでいる数字としては、年間5件程度発生している模様です。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 後で、面積等についてはまた担当課のほうにお聞きしたいと思いますですがね。

それから、相続未登記に対し相続人がわからず、死亡者名義での課税を続ける、死亡者課税ですかね。また、徴収が困難で、課税から一旦外し保留をする課税保留、こういう物件の実態はありますかね。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 税務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 今の御質問の、死亡者課税並びに課税保留の件ですけれども、現実的にはやっぱり所有者はわからなくて、そのままいつてしまっている部分も現実的にはございます。特に、市外の方の分がなかなかこちらのほうでは情報がわかりませんので、そういった部分がそういったケースになっている部分があります。課税保留の分は、先ほど言いました5件の分でございます——済みません、間違いです。5件はちょっと別でした。（「実態だけでいいです、件数はいいです」と呼ぶ者あり）済みません、未納になっている分が5件ということでございま

す。

○議長（榑川 正男君） 鑓水議員。

○議員（2番 鑓水 英一君） これは改めてまた検証をし直してみてください。やはりその要因とは、所有者不明が大きな原因ではないでしょうか。それと、市外の問題もあります。

先ほども佐藤議員のところでも市長おっしゃいましたけど、所有者、納税義務者が死亡された場合の市からの通告書、どのようにされているのでしょうか。これは先ほどお聞きしましたが、もう一度お聞きしたいんですが。

○議長（榑川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 税務課長より答弁をさせます。

○議長（榑川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 先ほどの回答と重複しますが、亡くなられた場合に、窓口のほうでいろいろ手続が必要になります。その場合に、それとあわせて税務課のほうで、相続人の中から代表者の方を選んでくださいということをお願いをして、相続人代表者指定届、そういったものを出していただいて、課税に使っているところでございます。

○議長（榑川 正男君） 鑓水議員。

○議員（2番 鑓水 英一君） わかりました。ここに倉敷市の納税義務者が死亡された場合の提出の書式がありますので、後でござらいただいたら参考になると思いますので。

全国で、地方税の滞納総額が1兆2,000億円、今後、土地利用価値の低下など、相続未登記がふえれば、所有者不明化は慢性的に拡大し、固定資産税にも影響が及ぶ。これは必至であり、国土交通省、法務省などの来年の通常国会の関係新法案の提出・可決を願望しているところでございます。

それでは、次に2つ目の項目に入りたいと思います。議長、よろしいですかね。

○議長（榑川 正男君） はい、どうぞ。鑓水議員。

○議員（2番 鑓水 英一君） 本年6月、河川改修につき一般質問で伺い、その後、入札情報によると、道路改良舗装、橋梁補修等は徐々に進んでいますが、河川では、本年度予算化、計上されている赤尾川のみのものでございます。

そこで1点目、確認を含め再度の質問となりますが、具体的な整備計画のない県営7河川、また、市管理45河川改修計画、本年7月に発生しました九州北部豪雨災害から5カ月が過ぎております。この中で、新たな対応、見直し、調査などは行っているのでしょうか。

2点目、6月の答弁で、河川改修には補助事業がないと述べられましたが、国が示している自然災害に対する事前防災、減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めるとしてはいますが、自治体の長としてどのように判断されているのか、お伺いします。

3点目です。市民協働推進課による自治協議会が、中間指導として、各行政区の自主防災組織が結成されていますが、朝倉市東峰村の災害を教訓にし、事前防災行動計画、タイムラインを行政が中心となり、中・小河川流域ごとに作成してはいかがでしょうか。

以上、3点につき御答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、中・小河川氾濫対策について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目ですが、県営7河川についての対応の御質問であります。うきは市内には、福岡県が管理している河川が7河川、具体的には、小塩川、隈上川、井延川、巨瀬川、山曾谷川、美津留川、樋ノ口川がありますが、福岡県久留米県土整備事務所では、河川改修工事については、具体的な計画は現在ありません。市内の県営河川では、維持管理工事において、今年度は出水期前に井延川の古川地区、巨瀬川の岩光地区において、しゅんせつ工事が行われました。また、美津留川の金本地区では、今年度発生した災害復旧工事が進められております。現在、市内の県営河川では、特に巨瀬川の流川から川前の区間、井延川では、糸丸地区で極端に土砂の堆積がございます。今後も、久留米県土整備事務所へしゅんせつ工事の要望を行ってまいります。

次に、平成23年度調査の市管理河川の改修計画及び平成29年7月の九州北部豪雨災害後の対応についての御質問であります。7月5日の九州北部豪雨災害では、朝倉市の雨量については、24時間雨量545.5ミリ、時間雨量129.5ミリの猛烈な雨量を記録しております。

うきは市では、小塩の束川で24時間雨量226ミリ、時間雨量50ミリ、藤波ダムでは、24時間雨量128ミリ、時間雨量48ミリを記録しております。うきは市では、豪雨後、翌7月6日現地調査を行い、市道への崩土があり、応急復旧工事を行いました。市内河川においては被害の発生はありませんでした。

現在、市が管理している45河川の維持管理計画については、計画の見直しは行っておりません。

2点目が、国が示す国土強靱化に対する自治体としての判断についての御質問でございますが、国土強靱化基本法につきましては、平成25年12月11日に法が公布、施行されたところであります。そして、翌平成26年6月3日に、国土強靱化基本計画が閣議決定されました。この国土強靱化基本計画の趣旨は、東日本大震災の発生を教訓に、大規模自然災害等に備えて、早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるため、脆弱性を分析、評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して、大規模自然災害等に強い、国土及び地域をつくることとされており、みずからの命及び生活を守ることができるよう、地域住民の力を向上させることが必要であると、このようにされているところであります。

議員より、地域防災の面で河川改修の補助事業についての御質問でございますが、国土強靱化地域整備計画に基づき実施される取り組みに対する支援策はあります。具体的には、国土交通省所管の防災・安全交付金事業が該当をいたします。内容といたしましては、準用河川で総合流域防災事業があります。事業採択要件としては、総事業費がおおむね4億円以上、24億円以内の準用河川の河川改修事業で、過去3年間に氾濫被害が3回以上発生した地域であること。そして、河川工事により氾濫被害が防止される区域内に、60ヘクタール以上の農地、50戸以上の家屋、または5ヘクタール以上の宅地があること。さらには、宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、河川改修が必要とされるもの等の要件が付与されております。

うきは市では、準用河川は大谷川で、残る河川は普通河川であります。大谷川は、現在、久留米県土整備事務所で砂防事業により河川整備が行われています。残る市営河川につきましては、事業採択要件に適合しないため、単独で維持工事での対応を行ってまいりたいと思っております。

3点目が、中・小河川のタイムライン作成についての御質問であります。事前防災行動計画、タイムラインにつきましては、平成23年3月の東日本大震災における防潮堤の破壊、平成24年7月の九州北部豪雨における矢部川の決壊、平成27年9月の鬼怒川の決壊等を踏まえて、国は、施設で災害を防ぐとの考えから、施設だけでは防ぎ切れない。災害は必ず発生するとの考えに変更し、水防災意識社会再構築ビジョンを策定して、気象状況や河川の水位の状況等により、早目の避難を呼びかけているところであります。

そのために、災害が発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかを時系列に整理した計画、タイムラインを策定することを進めております。

国土交通省筑後川河川事務所において、筑後川、隈上川、巨瀬川のタイムラインは策定されており、策定に当たっては、うきは市の意見を反映したものとなっております。市では、災害の発生が予想される場合には、避難勧告等、判断伝達マニュアルを基本に、このタイムラインに基づき、災害対応に当たっているところであります。

また、福岡県及びうきは市が管理している河川のタイムラインにつきましては、タイムライン自体が河川の水位と気象状況により実施する計画となっておりますが、当該河川につきましては、水位計が設置されていないため、まだ策定にはいたっておりません。水位計が設置されていない河川でタイムラインを策定することにつきましては、今後、福岡県とも協議し、検討をしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鑓水議員。

○議員（2番 鑓水 英一君） それでは、1点目ですけど、確認としてお伺いしましたが、災害後5カ月という中で、国、県による農地や河川の復旧が進んでいますが、本格的な復旧工事はこれからが正念場だと思われれます、朝倉の災害ですがね。12月1日に、国土交通省は、中小河川

氾濫対策として、九州で砂防ダムの設置、109河川、川底を掘り下げる、139河川、簡易型水位計設置、565河川、その中で、福岡県管理の中小河川、砂防ダム設置、18河川、水位計設置、69河川が発表されています。また、林野庁は、流木を防ぐ対策として、治山ダムの設置や間伐により、木々が深く根を張れるようにしたり、災害時、流れ出すおそれのある木の伐採など、整備の発表がっております。

九州162地区の中で、福岡27のうち、朝倉市9地区となっております。この計画で、うきは市の県営河川、また整備地区などが含まれているのでしょうか、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの県の関係で、治山ダム、それから砂防関係の工事でございます。

県内で27地区、朝倉では9地区ということで、残りの地区でうきは市のほうで該当があるかということでございます。今、県のほうに問い合わせ等を行っております、うきは市のほうでそういった計画があるのかというのは、今確認をとっておりますので、わかり次第、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 今確認中ということでございますが、こういうときが新たな調査とか点検、報告が必要ではないのでしょうかね、重ねてお願いしておきます。

それと、市河川、45河川改修計画、6月質問で答弁をいただいておりますが、特に重要性が高い6河川の11カ所、改修が必要な22河川の82カ所、現況に変化があったのでしょうか、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 市内の河川でございます。

先ほどの市長の答弁にもありましたように、7月5日の豪雨後、翌日でございます。市内の河川及び市道関係の調査を行ったところでございます。市道につきましては、崩落等の土砂撤去に絡む災害応急工事が必要なところがございます。河川につきましては、現在、維持管理計画に挙げております6河川の11カ所及び82カ所の関係につきまして確認をいたしております。特に、造波等の被害がなかったというところで現状把握をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 了解しました。今後も、落ちのない、自主防災にも影響がありますので、定期的な調査をお願いしておきます。

2点目についてですが、今月に入り、国土交通省、林野庁、法務省など、新法案の提出が広く見えてきたところですが、これを見ますと、推測ですが、河川改修に対し補助の可能性もと思われるのですが、先ほど市長が、いろいろな要件の中であるということですが、改めて、これの法案に対して補助の可能性があるかどうか、おわかりなら御返答をお願いします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 河川改修の国の補助要件については、先ほど答弁させていただいたとおり、かなり厳しいというか、基本的には準用河川——普通河川が対象になっていないというのが大きなネックであります。今後、新しい国の法案については、しっかりその動向を注視しながら、私どもも、道路に比較して国の河川の補助事業が手薄になっているところをしっかりと踏まえて、適切に対処していきたいと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） はい、わかりました。

それでは、はっきりとした返事出ないでしょうけど、建物、橋、インフラ、こういうのは老朽化などは、耐用年数で維持されていっていますが、河川には、耐用年数はないように見受けられます。限られた財政とは思いますが、自然災害、河川改修は重大な事業であり、そこで、当初計画からいうと、平成30年度から残り3年間で年次計画をもって、重要性の高い河川より予算化をされると思うのですが、調査からすると、7年になろうとしております。川は動いております。その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 以前から御報告していますように、橋梁点検等については、これまで順次進めてまいりまして、その対応も図らせていただいているところであります。

具体については、住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。

インフラ整備の関係でございますけれども、今、市長が申しましたように、橋梁につきましては、5年計画で点検を行いまして、またその点検に基づきまして改修工事というようなところにつきましては、国の補助事業のメニューがございます。ただ、河川につきましては、先ほどからも申しますように、具体的な補助事業といえますか、交付金事業がありますのはありますけれども、かなり規模が大きいというところがございます。現在、市内の45河川のうちにこの改修計画というところで、数年前に試算を行ったところ、約7億7,000万円ほどかかるというところ

ろでございます。本来ですと、早急に計画を立てて予算執行するべきところだと思いますけれども、やはり相当な金額がかかるわけでございます。現在、市のほうでは、ことしの7月の豪雨でもございましたが、緊急な調査を行いまして、もし被害等があれば、まず、国庫の災害復旧事業で実施をやっていくというふうな取り組みでございます。残る河川につきましては、常時のそういった点検を行いまして、異常等があれば、そういったところからまず維持工事等で対応をしていくというふうなところでございますので、やはりこの全体計画といたしましては予算が絡むというところで、現在ですと、そういった維持工事で対応をしていくと。

ことしの予算につきましては、赤尾川の改修工事を昨年度からやっております。やはりここにつきましては、被害が住宅地に及ぶというところで湛水被害、冠水被害、そういった防除を兼ねまして、昨年度から赤尾川の改修を年次計画で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ありがとうございます。

2年が過ぎ、進捗もまばらの中、1点目で申しましたが、定期的な調査をもって年次計画を立ててもらいたいと思います。これは、答弁はいいです。

それでは3点目、国内でのタイムラインの作成は始まったばかりですが、これは大規模な水災害が発生した場合を想定し、災害発生二、三日前から発生後二、三日までの期間、行政や公共機関などがとるべき防災行動であり、決めておくものです。先ほどお聞きしましたが、県内、国が管理する一級河川については、30の市町が策定を終えたとお聞きしております。今後、県営管理河川については、33年度をめどに策定できるよう、大規模氾濫減災協議会を通じて支援していくとのことですが、引き続き、市管理の中小河川も、流域ごとの策定を率先してもらいたいのですが、いかがでしょうか。再度のお願いですけど。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいておりますように、国のほうでは、去年一昨年、鬼怒川決壊を契機として、水防災意識社会再構築ビジョンというのを策定しております。この中に、初めてタイムラインという話が出てきております。まさに、災害は必ず起きるものだと。今までは、どちらかというと人間の力で堤防を高くし、しゅんせつして、災害を人間の力で抑えるという意識だったんですが、やはり防ぎ切れないという意識を変えて、逃げ後れゼロを目指そうというのが大きなキーワードになっています。逃げ後れゼロとなりますと市町村の首長の責任が大きくなりますし、私は、それをしっかり受けとめて、うきは市長として適切な判断でうきは市民の皆さんの安全・安心を守る、これが一番重要な責務だと、このように思っていますが、そのめどとなるのがこのタイムラインでございます。

具体的には、ことし5月19日に成立しました水防法等の一部を改正する法律の中に、タイムラインについては、当座、国土交通大臣、または都道府県が指定している河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を設置して、その中でタイムラインをつくるということでありますので、基本的に直轄の国土交通省は3河川、筑後川、そして隈上川、巨瀬川と策定が済みしておりますけれども、県営河川について、水位計の設置がなされないこともあってまだ策定されておきませんので、先ほど答弁させていただきましたように、福岡県ともしっかりと協議をさせていただいて、このタイムラインのあり型、県営河川のみならず、市の管理している河川についても、どうあるべきかについてはしっかりと検討していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） タイムラインについて今お聞きしましたが、今、158行政区の中で95の自治防災組織が結成されていますが、残り63の地域も徐々に結成されていきましようが、その際、このタイムラインについての説明をしていただきたいのと、基準である避難準備情報、避難勧告、避難指示、それにつけ加え、避難命令などの文言などの考えはございますでしょうかね、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 市民協働推進課長の瀧内でございます。

自主防災組織につきましては、鋭意その設立について努力をしているところでございまして、申される96の行政区で自主防災組織が結成をされております。

自主防災組織に対しては、日ごろの避難行動、そういった部分についての防災講習会を積極的に開催をお願いしているところでございます。

議員御指摘のタイムライン、それから、避難情報、避難勧告なり避難指示、そういった言葉の意味合い、こういった部分についても、これまで広報活動が不十分な点もあったと感じますので、日ごろのそういった講習会とか広報うきはとかそういった媒体を使いながら、日常から避難行動に資する地域を提供していきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） このタイムラインというのは、避難指示が最高の基準になっていますが、避難命令という文言にはどうお考えか、御返答をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 避難勧告、避難指示の用語定義等については、国のほうでそういう基準

というんですか、意味合いというのは策定しているところであります。

今、議員が指摘している避難命令的なものが避難指示というふうを受けとめておりますので、あと用語の違いがどうかということはあるかもしれませんが、私どもの避難指示というのは、命令に近いものだと、このように承知をしているところであります。

○議長（榊川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） それでは、一応、指示が命令という判断を市民の方が受けとられるような、講習会とかでも発言をお願いしておきます。

被害の発生は、予測する精度などタイムラインにはまだまだ課題がありましようが、少しでも早く防災行動を起こし、被害を最小化にすることが重要なことではないでしょうか。

今回の質問は、空き家、所有者不明の土地、河川災害など、新たな計画による各省庁の重要な法案につき中心的になりましたが、自治体にとって制度の遂行は大変な苦労でもありましようが、大きなプラスと考え、職員の日々の努力に期待し、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（榊川 正男君） これで、2番、鎌水英一議員の一般質問を終わります。

○議長（榊川 正男君） ここで暫時休憩とします。11時10分より再開します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（榊川 正男君） 再開します。

続きまして、9番、諫山茂樹議員の発言を許可します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 9番、諫山です。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして4つの件名について質問いたします。

まず1つ目でありましようが、電気料金削減による経費節減。

今後とも我が国の発電コストの上昇は必至であり、節電、省エネ活動は国民的課題であります。また、二酸化炭素削減による地球温暖化対策も非常に重要なことで、かつ、消費電力費用の削減は行政経費削減に大きく寄与します。

なお、電力自由化に伴い、新電力事業者からの電力購入は今後の電力経費節減策として注目されております。

そこで質問いたします。

1つ目、平成27年12月議会の一般質問で、学校や庁舎、市有施設等の照明をLED照明と取りかえて消費電力低減と長寿命化による経費節減を求めた結果、平成28年8月の臨時議会で2,192万円の補正予算を計上されていたが、取り付け器具の関係で平成29年度に延期され

ていたということですので、その進捗状況と今後の計画を尋ねます。

2つ目、私は平成27年より、電力自由化の進展に伴い、特に高圧電力を優先に従来の九州電力からの電力購入から新電力事業者からの購入契約を変更し、大幅な経費節減を実施するよう提案、質問を続け、ようやく積極的、前向きに進める答弁をいただいていたので、進捗状況を伺いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁。高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま電気料金削減による経費節減について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、公共施設の照明のLED化についての御質問であります。進捗状況につきましては、平成27年度に千年小学校の屋内運動場のつり天井撤去工事に伴いまして照明のLED化を完了したほか、平成28年度にはスポーツアイランドのテニスコート、そして、平成29年度は西別館を含む庁舎について約7割程度及び御幸小学校、江南小学校の屋内運動場のLED化を完了しております。また、今後の予定としましては、平成30年度に庁舎の未実施分と2つの小学校の屋内運動場をLED化する計画があります。

しかしながら、スポーツアイランドのテニスコートはスポーツ振興くじの助成金を活用できましたが、公共施設に対するLED化については一般財源で対応しなければならない現状であります。したがって、今後につきましては全体予算を考慮しながら、可能なものから実施をしてみたいと考えております。

2点目が、新電力事業者からの電力導入についての御質問であります。このことにつきましては、久留米広域連携中枢都市圏ビジョンの事業の一つとして、既に電力入札に取り組み、実績を上げてきました久留米市の協力を得ることが可能になり、うきは市におきましても本年10月に電力入札を実施したところであります。

対象とした施設は、市役所庁舎、西別館、うきは市民センターなど、これまで九州電力と高圧受電契約を行ってきた23施設で、入札には9者の応札があり、東京に本社を置く株式会社パネイルが落札いたしました。

なお、落札事業者である株式会社パネイルとの契約は、平成30年1月1日から1年間となります。

電力入札に当たっては、電力に関する技術職員のノウハウが必須でありますので、今後も久留米市の協力をいただいで順次対象施設の拡大を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 再質問ですけれども、LED化をしたところが70%相当ということですが、LED化する前の電力消費の金額がわかりましたら、大体幾らぐらいの分をLEDしましたということがわかれば、教えていただきたいなというふうに思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） LED化に伴います電気料の節減効果という質問に当たると思っています。

まず、庁舎の前に、千年小学校の屋内運動場の場合を御説明したいと思います。

27年度と28年度の電気料を比較いたしまして、年間43万円程度の節減効果ということになっております。事業費につきましては、つり天井撤去を含めた全体の事業費が約1,400万円ほど。LED化に伴う事業費といたしましては、29年度、別の小学校の体育館の屋内運動場の工事実績から700万円程度になるのではないかなというふうに思っておりまして、単純に事業費を節減額で割りますと、16.3年ほど回収にかかるというような計算になってくるのかなというふうに考えております。

それから、市の庁舎の場合でございますが、工事完了が本年の7月初旬でありましたので、現在、比較可能な電気料は8月分から10月分の3カ月分ということに限られておりますが、この平均を用いますと、大体年額の140万円ぐらいの削減効果があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） はい、わかりました。とにかく消費電力というのは普通の照明の大体2分の1、寿命は3倍ということになっておりますので、もちろん財源とのバランスも大切でありますけれども、この取り組みというのは優先度からしたらかなり高いのかなというふうに思っていますので、費用対効果からしても条件はいいと思っておりますので、財源を見つけて、できるだけ早く取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

それから、新電力事業者との契約変更の件であります。私、久留米市の広域連携の課長、部長ともいろいろお話ししまして、私は約30%ぐらいの効果があつたのかなという試算をしておりました。金額にして約3,000万円ぐらいかなというふうに試算をしておったんですが、実際のところ、新しい契約金額と旧金額を比較しますとどのぐらいの効果があつたのか、お尋ねしたいというふうに思っています。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 九州電力の電気料を見込んで、予定価格として入札を行っております。予定価格が1億231万7,490円に対しまして、落札価格が7,069万202円ということでありましたので、約3,100万円、率にいたしまして31%の削減になっております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） すごいコストダウン効果だというふうに思います。約31%、約3,000万円。これは、投資額が要らなくて効果を得る事業でございますので、費用対効果は極めて高いわけでありますので、ぜひともこういうことを早く見つけていただきまして、こういう契約に、新しいことにチャレンジしていただきたいというふうに思います。

それで、私の提言を理解していただきまして、余りリスクはないんですよということを理解していただきまして、本当にありがたく思っているわけです。素早く果敢に新しいことに挑戦していただいた、そして見事に成功された、これは高く評価し、そして敬意を表したいというふうに思います。これがもし1年おくれとったら、約3,000万円損したことになるわけでありますので、素早く対応していただいたと、これについては本当によかったなというふうに思うわけでございます。

このようなコストダウンは迅速に積極的に取り組んでいただき、そして、早い変化に適切に対応してスピーディーに判断し実行する、そういう人材の育成も今後ぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、久留米市の職員の行動指針の中に素早い対応が明記されております。うきは市もこれが必要かなと。クイックレスポンス、素早い対応、こういうことも考えていただいたらいかがだろうかというふうに思いますが、いかがでございましょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 新電力への移行については、以前も答弁で申し上げましたように、我々も何もしていないというわけではなくて、既にうきは久留米環境施設組合等も導入しておりまして、十二分に承知をしていたところで、今回これだけ大規模になるためには、やっぱりどうしてもいろんな技術的な課題が必要ということで、今回、久留米市さんとの協力が広域圏の中で得ることができましたので、こういうタイミングで進めさせていただきました。私どもとしては、もたもたしているというよりも、むしろ素早く広域圏の中で取り組みをしていたということを御理解いただければと思います。

一般論でございますが、本当に我が国の社会・経済情勢が大きく変わる中で、議員が御指摘さ

れるように、私たちも時代に合った素早い対応が必要というのは十二分に承知しておりますので、できるだけいろんな施策におきましても、そういう前向きな素早い対応というのを心がけて対処していきたいと、このように思っています。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 重ねて申し上げますが、よくやっていただいたというふうに思います。こういうことに限らず、やっぱり広域連携ということを考えながらいろんな事業もやっていったら効率よくやれるのじゃないかというふうに思います。

次に入りたいと思いますが、新エネルギーへの取り組みについてでございます。

新エネルギーへの取り組みは、地球温暖化対策、エネルギーの安定供給、循環型社会の構築などに重要な課題と理解しておりますので、お尋ねします。

1つ目、平成13年度に浮羽町地域新エネルギービジョン策定等事業、平成20年度にはうきは市地域新エネルギービジョン策定等事業、ほぼ同様な内容で合計1,329万円を支出しておりますが、その主な趣旨と内容、そして、そこで得られた成果を伺いたいと思います。

また、平成21年度は約398万円の予算を支出して、中小水力エネルギー利用の可能性調査を実施しておりますので、その成果とそれぞれの事業に関してどのような施策の展開が図られたかをお尋ねしたい。

それから次に、平成28年度にうきは市における木質バイオマスエネルギー利用のための調査及び設備導入計画策定事業に、環境省からの補助金とはいえ約758万円を支出し、さらに29年度には類似件名で約400万円の予算が計上されているが、その目的と結果が出ていれば結果の内容をお尋ねします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま新エネルギーへの取り組みについて、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、エネルギービジョンの策定など、これまでの事業内容と成果についての御質問であります。御存じのとおり、1970年代に世界を襲ったオイルショックによってエネルギーの多様化が求められ、日本国内では国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOと申しますが、1980年に発足して、エネルギー、地球環境問題の解決と産業技術力の強化に向けた取り組みが進められております。

うきは市におきましても、こうした問題の解決に向けた取り組みを図るべく、NEDOの補助事業を積極的に活用し調査検討を行ってきております。

御案内のとおり、平成13年度に旧浮羽町で地域新エネルギービジョン策定等事業を実施し、浮羽町域のエネルギー需要を明らかにするとともに、太陽光、風力、小水力、バイオマスといっ

たエネルギーの賦存量を調査して、利用に関する基本的な方向や導入行動につながる基本計画を策定いたしました。また、平成20年度には、うきは市として新たに吉井町を含めたうきは市全体で新エネルギーの賦存量を取りまとめ、利用の可能性について調査検討を行いました。さらに、平成21年度は、前年度の調査結果から中小水力発電を重点施策に位置づけて、利用の可能性について調査を行っております。

いずれも、NEDOの全額補助事業で調査検討した結果は、新エネルギービジョンという形で報告書にまとめております。各種事業の実施に当たっては、経済性の面から事業の採算性を考えると厳しい現状があるわけでありますが、これらの調査を基礎として、後年の小水力発電事業や家庭用の太陽光発電システム設置補助事業などにつなげてきているところでございます。

次の2点目でありますが、平成28年度及び平成29年度の木質バイオマスエネルギー利用調査についての御質問をいただきました。

平成20年度の新エネルギービジョンの中で、バイオマスエネルギーとして農産物、副産物や森林資源、畜産廃棄物及び廃食油の発生量について推算をしましたが、製材所から発生する端材や樹園地の剪定枝については詳細な調査に至っておりませんでした。

そこで、面積の約50%を森林が占めるうきは市として、森林所有者の高齢化や荒廃林対策とあわせて、CO₂排出量削減対策を検討するため、バイオマスエネルギー利用のための調査を行っているものでございます。

調査費用につきましては、昨年度は公益財団法人イオン環境財団から環境省の全額補助金を受け、今年度は地方創生推進交付金対象事業として導入の可能性について検討を行っております。

昨年度の検討結果としましては、木質バイオマス資源を利用したエネルギー供給システムと公共施設等における木質バイオマスを利用した再生可能エネルギー利用設備導入の可能性を探りましたが、施設導入に見合う熱エネルギーを必要とする施設がなく、経済的な効果がないことから、現時点での導入は断念したところであります。

今年度は、市内の荒廃竹林や剪定枝の処分などの課題を含めて、比較的低コストで導入できる小規模なボイラーやストーブ等の導入を現在検討しているところでございます。今後、新たな技術向上など各種条件が整えば事業実施が可能になることも考えられます。新エネルギーに対する取り組みについては、長期的な視点も含めて自治体として対応していく必要があると、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） このエネルギービジョン策定に関してなんですけれども、高額な経費を使った割には、効率性、合理性の観点からも成果が少なかったかなというふうに思っています。これは反省ですけどね。

例えば、浮羽町内で平成13年に最初にやりましたよね。平成20年はうきは市、広げたやつですけど、やっぱり13年の浮羽町のビジョン策定、その資料を参考にして、所管なりチームで検証されて、そして市のビジョン策定に移るべきじゃなかったのかと。同じような報告書になっているわけですね。ですから、やっぱり1回目の資料を生かして、データを生かして2回目の策定事業に取り組んでいただきたかったなど。つまり、PDは終わっているんですが、チェック、アクション、そこら辺が弱かったかなというふうに思いますので、今後はそういう点をやっぱり十分考えていただきたいなというふうに思います。

それから、小水力の検討も、たしか15名ぐらいの委員会をつくって、九州工大の名誉教授が委員長になってやりましたけれども、何も採算に合うやつはないというような結論に達しておりましたので、やっぱりそこら辺の検討が不足していたんじゃないだろうかというふうに反省していただけたらいいかと思ます。

平成28年度うきは市における木質バイオマスエネルギーの中に29年度の事業計画まで含めてですね、28年度の事業の中に29年度の事業計画まで含めて検討されなかったのだろうかという思いがあるわけですが、そういう点どうでしょう、補助金の活用というか、そういうので、より効率よくできたんじゃないだろうかと思うんですけども、やっぱり2つに分けなきゃいけない理由があれば教えていただきたいなど。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今の御指摘は、平成13年、旧浮羽町時代からこういうビジョンを策定していて、それが生かされないで同じような調査を繰り返しているのではないかという御指摘かと思ます。

平成13年ですと、もう既に16年が経過をしているわけでありまして。今日、議員も御承知のとおり、地球温暖化防止のためのCO₂削減を図って持続可能な地域社会をつくるというのは、国挙げての大きな課題であります。

このような中で、うきは市におきましては、以前、藻谷浩介氏をお呼びして講演会をやりました。藻谷浩介氏はマネー資本主義の対極である里山資本主義を唱えられておりまして、大きなお金には依存しない経済のあり方をしきりに唱えている先生でございます。私もその話を聞いて非常に感銘を受けたところであります。

今まで、ややもすると環境問題と経済問題は両立しない、つまり、環境をやればやるほど日本の経済の足を引っ張るというのが大きな認識であったんですが、この藻谷氏の提言を見ると、この環境問題と社会経済問題は相反の関係にあったものから、これは両立するという、いわゆる環境施策が新たな経済政策に結びついていくということをしかり訴えられているものであります。そのことで、低炭素、資源循環、資源共生が同時に達成される、真に持続可能な地域社会、循環

共生型の地域社会を創造していくことにつながる、こういう大きな課題の中で、16年前のデータが全然だめだから未来永劫何もしないと、こういうのはやっぱり政策的には無策だろうと思っております。果敢に挑戦していく、まさに以前から御指摘されているように、スピード感を持って施策を推進していく、この代表事例であるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） はい、わかりました。

それから、木質ペレットの発熱量は、キログラム当たり約4,300キロカロリー、灯油は8,300キロカロリー、約半分でありますね。比重は木質ペレットが0.4でありまして2分の1とか、そういうのから換算しますと、同じ熱量を発生するには木質ペレットというのは数倍の体積が必要だと。そうなりますと、集荷・運搬コストが灯油に比べるとはるかに高いと。自動供給も困難で、非常に排煙などについても不利でありますと。

それから、伐採すると、カーボンニュートラルで、燃やしても二酸化炭素を発生しないという考えであります。これは非常に私、疑問を持っております。というのは、そのデータが探してもないんです。二酸化炭素を吸収するから木材は燃やしてもCO₂は出ないんだという考えのもとでやっておりますから、そこら辺は疑問に感じておりますので、やっぱりペレットをつくるまでにはいろんなエネルギーも要るわけでありまして、二酸化炭素も必要でありますし、大気汚染なんかも考えられますので、補助金まで大がかりに出して、積極的な奨励には十分検討を要するかなというふうに思っております。もちろん検討はしなきゃいけないと思っておりますが、そういう点でバイオマスを使ったエネルギーは不利であると、そういうふうに考えております。

次に入りたいと思っておりますが、うきはブランド力のさらなる向上についてに移らせていただきたいと思っております。

我がふるさとうきは市は、地形、気温、土壌、地下水、雨水などに恵まれ、農業はうきは市の基幹産業の一つになっております。特に、果樹においてはフルーツ王国と呼ばれるまでに至っております。この要因は、農家の方々の努力はもちろんであります。自然環境に恵まれたことに起因すると考えられ、数値的データをまとめております。その結果、フランスのワイン産地とよく似ているので、その地で生まれたテロワールの言葉を引用し、「うきはテロワール」と名づけてブランド構築に邁進していることは承知の事実であります。

そこで、ブランド力を高める目的で提案、質問いたします。

1つ、うきは市の果樹栽培に適した7大自然要素を数値にまとめて明らかになったすばらしい特徴を、平成28年度より果樹栽培などうきは市発展に生かしております。この取り組みに加えて、人的な特性や気候、風土、土壌、地形、地下水、雨水、風などの共通する自然的な特性と生産品の品質特性を結びつけて、適した特産品の中から選び出して地理的表示（GI）保護制度の

登録、指定申請をして、そして相乗効果によるブランド力を向上させて、そして商品の有利販売につなげることを提案したいので、所見を伺いたいというふうに思います。

それからもう一つは、所管は農林振興課にもつながると思います。農水省が現在推奨しております、J Aとの連携が必要だと思いますけれども、農産物の安全性を証明する認証制度であります農業生産工程管理（G A P）の活動認証を取得し、農業所得増大、品質向上、効率化、安全性向上などのメリットを生かすとともに、うきはブランド力を強化する目的で、関係団体と一体となった取り組みを提案したいが、所見を伺いたい。この2つについて。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきはブランド力のさらなる向上について、2点の御質問をいただきました。

1点目が、地理的表示保護制度の登録に向け指定申請し、相乗効果によりブランド力を向上させ、商品の有利販売につなげてはという御質問でありました。

地理的表示保護制度、通称G Iと言いますが、農林水産物や食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついているということ特定できる名称の表示で、農林水産省が認定する制度であります。現在までに「八女伝統本玉露」「夕張メロン」「大分かぼす」など48産品が登録をされております。

地理的表示の登録を行うことで、製品の取引の拡大、価格の上昇、担い手の増加、模倣品の排除等の効果があり、さらには生産者の製品の価値の再認識、よりよい産品を生産しようという意欲の向上にもつながるといふ効果もございます。

うきはの特産品とうきはテロワールとを結びつけ、製品の特性、ストーリー性、地域との結びつきを持たせた特産品を発掘し、他と差別化することは、うきはの農産物を初めとした特産品のブランド化を推進する上で重要なことであると考えております。

今後、J Aにじ、うきはの里株式会社、生産者などの関係団体と連携をしながら、地理的表示（G I）を含めた各種認定制度を活用したうきはの特産品のブランド化について調査研究を行っていきたいと考えております。

2点目が、農業生産工程管理、通称G A Pと申しますが、この活動の認証を取得して、所得増大、品質向上、効率化、ブランド力強化等を目指し、関係団体と一体となった取り組みを求めるといふ御質問でありました。

御承知のとおり、G A Pとは、生産物の安全を確保するための生産履歴の記帳を中心に、環境の保全、労働の安全を確保するための点検を日ごろより行い、これらの取り組みを記録簿や掲示物によって確認、表示しながら、農産物の安全を確保し、よりよい農業生産を実現する取り組みであります。

現在の状況としましては、うきは市、JAにじ及び県の久留米普及指導センターなどで構成するJAにじ管内農業振興推進協議会でGAP研修なども行っております。また、JAの取り組みといたしましては、JAの各生産部会へ情報提供や検討をお願いし、各生産部会でも検討、勉強会等を行っていると考えております。しかし、費用や手間がかかるなど課題が大きいとのことでもあります。

GAPには、GLOBAL G. A. P——これは世界規模のGAP、そしてJGAP——日本規模、そしてK-GAP——企業独自のGAPなどがあります。JAにじでは、現在、勉強会に加え、各生産部会で生産管理工程においてチェック項目を定めて管理していく取り組みを行っており、まずは小さなGAP認証取得から始めていくことも検討しているとのことでもあります。

先ほどのGI同様、GAP認証を取得し、農産物の安全を確保して、よりよい農業生産を行うことは、ブランド力向上につながっていくものと考えます。引き続き関係機関と連携した協議を進めていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

GIというのは、梨とか柿とか商品単体が基本になっているようでございます。地理表示（GI）保護制度は、フランスのボルドー地域のボルドーワインのブランドを守ることから始まったそうでございます。世界100以上の国や地域に導入されておいて、日本と欧州連合——EUですね——との経済連携協定交渉も、GIが交渉の焦点になっているというくらいでありまして、外国への販路拡大には極めて大切であるということでもありますので、強力な取り組みの体制をつくったほうがいいんじゃないだろうか、すべきではないかというふうに思っております。

地域名を冠した農産品や魚類、野菜等のブランドを知的財産として守るGI制度を生かして、うきは市特産品の中から商品を選び出してブランド力の向上を目指したいわけでございます。ぜひとも早急に、こういうGIに相当する品物をつくり出し、また、今あるやつを見出して、これに登録申請、指定されるように努力をしていただきたいなというふうに思っております。これは答弁は結構でございます。

今申されたように、非常に大きいものだろうというふうに思うかもしれませんが、御存じのように、大分のカボスとか、熊本の豊表とか、鳥取砂丘のラッキョウ、それから茨城のカボチャとか、とにかくいろんなものが登録されておるようでございます。これも連携の話が出たところでまた出しますが、うきは市単独で認定が困難であれば、田主丸町を初め久留米市とか朝倉市とか、そういうところとタイアップして広域的な認証も有効じゃないだろうかというふうに思いますので、そういう点はいかがでしょうか。広域的にそういう認証の取得の作業をやっていくということも一つの案かなというふうに思いますが、いかがでございましょうかね。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 実は私ども、G Iを含めまして国内には各種の認定制度がございます。それを意識しながら、うきはテロワールを進めてまいりました。したがって、今後はこのうきはテロワールの認知度を全国に広げて、その認知度が上がるタイミングを見計らって、今、議員御指摘の各種認定制度、いろいろ取り組みを図っていきたく、このように考えております。

また、認定制度の中では、そんなに大がかりではなくて手ごろにできる認定制度もあります。例えば、一つの例でいきますと、米・食味分析鑑定コンクール、あるいは国際大会なんかが日本各地で行われております。こういうことも視野に入れて、要は農業生産者の皆さん、いろんな各種団体の皆さんといろんな認定制度、情報提供をしながら、やはり行政が表に出るのではなくて、もっともっと農業生産に携わっている人、そして団体等を前面に押し出すような格好で、あらゆる認定制度の活用を図っていきたく、このように考えているところであります。

○議長（榑川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 次に、GAPに関連することではありますが、GAPというのは直訳すると「よい農業」という意味だそうですね。グッド・アグリカルチャル・プラクティスということだそうございまして、食品の安全、環境保全、労働安全の視点から、さまざまな基準を設けて、そして点検記録を確認しながら工程管理をやっていく、実践していく、そして第三者の認証を取っていくということでございます。

安全性の証明としてGAPの認証取得は非常に有効だそうでありまして、農業の事故で死亡されることも非常に多いんですけれども、GAPを遵守、ちゃんと工程管理をやっていけば、安全性にも非常に有利だというふうに言われておりますので、そういうことも大事じゃないかというふうに思います。

それから、東京オリンピックのキャンプ地を誘致するというようなことで御努力されておりますが、このオリンピックの食材はGAP取得が要件となっているということは、市長、御存じですか。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） そのことは承知をしております。ことしの「家の光」の10月号に、このように「世界に羽ばたけ！認証農畜産物」ということで、GAP、G Iの紹介、ほかにも各種認定制度の紹介がなされておりました。そういうこともしっかり頭に入れながら、先ほど答弁させていただきましたように、うきはの農作物の付加価値をいかに高めるかという視点で、各種認証制度についてはしっかりした取り組みをしていきたく、このように考えております。

○議長（榑川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 十分わかっておられると思います。例えば、レインボーファーム

などから率先してモデル的に認証取得するようなことも一つの案じゃないだろうかというふうにも思いますから、よろしくお願ひしたい。

農水省がパンフレットなんかの作成もやっておられるようでございますし、費用負担の助成措置、これもオリンピックまでは農水省がやっていくというようなことも言われているようでございますので、そういう活用する方法もあるだろうというふうに思います。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会も、GAPの認証を受けた食材をブランドづくりにつなげていきたいというようなことを言われているようでございます。とにかくオリンピックのキャンプ地、合宿なんかを誘致するためには、これが必須条件になっているようでございますので、そういうのもちゃんとクリアしながら、一つ一つ足元を固めながら対応していかなきゃいけないだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひをしておきたいというふうに思います。

JGAPとか、GLOBALG. A. Pとか、いろいろございますけれども、取れそうなやつから取っていく。それから、ロゴマークというのも商品につけられるようになっているそうです。ですから、GAPのそういうマークをつけたものは1割から2割高く売れているというような情報も得ておりますので、GAP取得後、有利販売に結びつけられるというふうにするわけでございます。

とにかく、再度念を押しておきますが、検討していただく、早く取り組みたいという気持ちは十分伝わってまいりましたので、時代の流れというのを的確につかんでいただいて、必要性を認識されて、民間の経営者が大切にしている先見の明ですか、これを生かされまして、そして将来に対応していただきたいと、これを切に願ひして、最後の質問に入りたいと思います。

最後であります、市長の海外視察についてでございます。

10月1日より8日まで、市長以下数名で海外視察が行われて見聞を広げられ、将来の市政、施策の展開に反映していただけるものと多大な期待をいたしておるところでございます。

アメリカの経営学者・ドラッカー氏が提唱する創造的模倣は、最も効果的、効率的戦略であると言われる言葉を信じまして、フランスの現場、現物に触れ、必要な情報やノウハウを大いに生かされまして、そして、先進地の成功例をそのまままねるだけにとどまらず、創造的に一工夫して、一歩進んだ、その地よりも進んだまねで成果を上げていただくのを期待したいというふうに思っているところでございます。

その一つで、通告はしておりましたが、もう先に答弁いただいておりますので、今回の視察の主目的は何だったのか、これはもうお聞きしたので結構でございます。

2つ目は、テロワールという言葉はフランスで生まれたと聞いておりますけれども、各地を視察されまして、当市のうきはテロワールを積極的に推進するに当たり参考になるノウハウを見て

きたら伺いたいということ。

3番目、地理的表示（G I）保護制度は、フランスを初めヨーロッパでは、産地のブランドを守り、ブランド力を高める手段として大変重要視されているとの情報を得ておりますが、その実情を聞かせていただきたい。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま海外視察について、大きく3点の御質問をいただきました。

ただ、通告では、1点目が海外視察の目的と成果については、先ほどの佐藤議員とかぶりますのでよろしいということですので、答弁は控えさせていただきます。

2点目にいただいたのが、うきはテロワールを推進するに当たり参考になることや、うきはのフルーツ全体の活性化に活用できるノウハウやシステムなどがあつたらという御質問であります。テロワールとは、生育地の地理、地勢、気候の特徴を指すフランスで生まれた言葉ですが、環境によって個性が変わりやすいブドウが原料となるワインの特徴として使われております。

うきは市は、フランスのワイン産地・ボルドーやアルザスとよく似た日本でも非常に珍しい地形、地質を有していることもあり、うきは市の農業にとって恵まれた自然要素を「うきはテロワール」と名づけてPRを行っているところであります。

フランスでは、何世紀にもわたって異なる地域のブドウ園、また、同じブドウ園の中で異なる区画のワインの違いを観察し、つくる場所の独特の環境を示す用語としてテロワールの概念を確立していったようであります。フランスのテロワールの概念は、あくまでもブドウ、ワインに特化したところがあるということで、うきはテロワールの推進にどのように活用できるか、今後、調査研究をしてまいりまして、活用できるようなノウハウ等がございましたら取り入れていきたいと考えているところであります。

3点目が、フランスを初めとしたヨーロッパでの地理的表示保護制度、いわゆるG Iの実情についての御質問でありました。

今回の海外視察では、地理的表示保護制度についての詳しい話は聞くことができませんでしたが、フランスのシャンパーニュ地方の老舗メゾンを見学させていただいたときのことをお話しさせていただきますと思います。

シャンパーニュ地方は、シャンパンの産地として世界的に有名なところであります。お話を聞く中で、シャンパンと名乗れるのはシャンパーニュ地方で生産されたブドウを使って、その地方の醸造所で厳格に定められた製法でつくられたものだけだと、このように伺いました。シャンパンはEUの原産地呼称保護制度（PDO）に登録されており、登録されていることで強いブラン

ド力と付加価値が高まっているということで、市場力と輸出力が高まるということでありました。

昨今の海外での和食ブームにより、日本政府もこの制度から得るものは大きいとの考えのもと、2015年に農産品全般を対象とする独自のGI制度を導入し、「八女伝統本玉露」「夕張メロン」「大分かぼす」など48産品が登録をされているということでもあります。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） シャンパーニュのブドウですね、これはこちらとは土質、アルカリ度とか、そういうのが違うかとは思いますが、荒廃地対策とかなんとかにはあのブドウ、テレビで見た範囲では、意外とこう、棚も必要じゃない、管理も案外日本ほどやっていないのかなというような収穫の方法をやっておりますので、こちらにもそれを採用できればというふうに思っておるわけではありますが、そこら辺はいかがでございましょうかね。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど佐藤議員の質問の際にもお答えしたんですが、御指摘のように、フランス・ボルドー地方では、生食よりも基本的にはワイン加工がほとんどでございます。品種も、うきはの47品種にない2品種のみで、樹勢についても本当に人間の膝ぐらいしかない高さの中でブドウを生産して、そのブドウからワインをつくっているということでもあります。

そのシャンパンについても、まさに私も初めて知ったんですが、シャンパンっていういろんな国とつか、いろんなところにありますので、そうかと思っていたんですが、本当にシャンパーニュ地方で、シャンパーニュ地方で醸造したものしかシャンパンとは呼べないと、ほかにはスパークリングだという話を聞きまして、非常に印象に残ったところでもあります。そういう発想が、このうきはの地にかなり符合できるのではないかと私自身思っておりますし、いろんなフランスの皆さんとの交流の中で、まずは、うきはの47品種のブドウができているということをしごくびっくりされ、感動されておりましたが、ぜひそれに付加価値をつけるべく、48、49番目をやってみないかと、その技術の伝承は惜しまないと、こういうお話も伺ってまいりましたので、今それに向けて各種いろいろ作業を進めさせていただいているところであります。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。

ちょっと内容を変えますけれども、オランダというところは東京オリンピックで初めて柔道が外国の選手から負けた、ヘーシンクに神永選手というのが負けたんですけど、そういう方を輩出した、スポーツ、それから勉強にも非常に力を入れていとお聞きしているところであります。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、幼児教育、これは私は前々から常々思っているんですけども、情緒力、豊かな感性とか人格形成、そして勉強が好きになり学力の基礎になるのがやっぱり幼児の段階であるそうでもありますので、この幼児教育について力を入れていとお聞きして

おったんですが、その参考になるようなことがあればお尋ねしたいと。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） オランダは、御案内かもしれませんが、世界経済フォーラムというところが毎年、世界の経済成長率のランキング調査を発表されているんですが、オランダはドイツよりも上、世界4位なんですよね。そういうこともあって、しっかりダッチカルチャーの所長とお話した中で非常に感銘を受けたのは、やっぱり文化力というか、人材が全てですから、感性豊かな文化力を担った中に、人が新しい、いろんな施策であったり、いろんな発明につながっていくと、要するにやっぱり文化力がないとイノベーションにつながらないということを言っておられました。その中で、やっぱり幼児教育というか、幼児を対象にした文化教育というのはすごく重要で、その所長いわく、この取り組みは全世界の中で我が国がトップを走っていると、こういうふうに承知をしていると。うきは市のほうからそういう申し込みがあったら、惜しみなく我々のノウハウを提供したい、ぜひ幼児を対象にした文化力向上に力を注いでくれと、こういうアドバイスもいただいたところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） まさに文化力というか、感性、情緒力、そういうことが総合的に加味されて人材育成というのができていくというか、技術革新にもつながるというふうに信じております。

最初申しました柔道のヘーシンクにしても、文武両道と申しますか、スポーツと学力をうまく両立した方であったというふうにお聞きしております。教育長もここにちゃんとおられますので、ひとつ幼児教育についてもぜひとも万全を期していただきたいなという期待をいたしまして、あと5分ございますけれども、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで9番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は13時30分より再開します。

午後0時06分休憩

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次に、11番、大越秀男議員の発言を許可します。11番、大越秀男議員。

○議員（11番 大越 秀男君） きょう、幸か不幸か、高校生の傍聴のちょうど時間帯に当たってしまいまして、いつになく緊張しております。どうぞよろしく願いしておきます。

今回は、私は、市民の健康づくり、それから、吉井の町中にあります白壁交流広場の有効活用、

この2点について市長に質問いたします。

まず、6月議会で医療費削減という切り口で、この健康づくりについて質問いたしました。その後、私たち健康づくりについて、新潟県の見附市、あるいは長岡市等に視察に行ってきました。1つ自分の中で変わったことは、あくまでも行政経費の削減という立場ではなくて、市民の健康づくりに関しては、やはりさきに健康づくりという一つの大きな幸せを招く、そういった健幸づくり、見附市は「けんこう」の「こう」が幸せという字なんですね。ああ、なるほどなど、それで、健康であることが、その人の人生を幸せに送ることができる、そういう観点からそういったネーミングをされたんだろうと思います。

そこで思ったことは、先ほども言いましたように、やはり医療費削減というのは、健康づくりをした結果論であって、まずはやはり市民が幸せな人生、幸せに一生を終えていくためには、健康が最大の宝なんだということの観点があって、初めてこの医療費削減という結果につながってくるんだなということを改めて勉強させていただきました。

そこで、本題に行きますけれども、市民の健康づくりについて、1つ目、6月議会で質問いたしましたウォーキングコース整備について、その後、現状がどうなっているのか。2つ目、市民の健康づくりについては、病気予防の観点から日ごろの取り組みがいかに重要かを認識させることが最も大切だが、健康福祉まつりや、ロコモ教室などの実施のほかには考えはあるのかどうか。それから、3つ目、市民を挙げての健康増進に、コミュニティ単位のコンクール方式を取り入れたらどうかということで、この健康づくりについて、以上3項目に分けて市長に質問をいたします。お願いします。

○議長（榎川 正男君） はい、答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市民の健康づくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、ウォーキングコース整備についての御質問であります。従来から保健課におきまして、市内数カ所にウォーキングコースの設定を行っておりますが、主なものといたしまして、国道210号線バイパスをコースとして設定した、うきは市横断コース、それから、国道210号線バイパスから派生するコースとして、大石高見コース、江南コース、その他、古川の水辺公園周辺のコースや市役所周辺のコース等を設定しております。いずれもウォーキングマップを作成し、各種教室や出前講座等の機会を通じて御紹介をさせていただいているところであります。

中でも、国道210号線バイパスは、一部の箇所を除き、歩道が整備されており、安全性が高く、季節の花を楽しむこともできます。浮羽町山北の百堂坂から吉井町鷹取までの全長8.6キロメートルの中で、市民の方が好きなどころからウォーキングをスタートできるよう、マップ上に主要地点間の距離を表示しております。

今後につきましては、この国道210号線バイパスコースに、距離が一目でわかる目印、看板等をつけるなど、歩く人の意欲をかきたてる工夫を行い、ウォーキングコースとして、多くの市民の方に御利用いただけるよう検討してまいりたいと考えております。

2点目が、市民の健康づくりにかかわる市の取り組みについての御質問であります。現在、日本人の平均寿命と健康寿命には、男女平均で約10年の差がございます。この差を少しでも縮めることにより、健康で生き生きとした生活を送れる期間が長くなり、ひいては医療費、介護費用の抑制につながるものと考え、市では病気予防、介護予防を目的とした各種事業に取り組んでいるところでございます。

健康寿命の延伸を図るためには、議員御指摘のとおり、市民一人一人が自分の体、健康に常に関心を持ち、病気を予防、早期発見するために、定期的に健診を受診するなど、健康意識を高く持っていただくことが大切であります。市では、毎年うきは祭りと共同開催をしております食と農と健康まつりや、各地区で開催されている福祉まつりや、各種行事などのイベントの中で、血圧や骨密度、血管年齢等の測定会を行い、まずは自分自身の体の状況を知ってもらう機会の場を設けているところであります。

また、平成26年度から毎月15日の「広報うきは」に、げんきアップうきは健康情報と題して、食事、運動、病気など、さまざまなテーマで情報発信を行っているところでございます。

このような取り組みを通じ、市民の皆様健康意識が高まり、生活習慣の見直しや運動の実践など、具体的な行動を起こしていただくことにより、病気や介護の予防、健康寿命の延伸につながるものと考えておりますので、今後とも継続して実施をしていきたいと考えております。

3点目が、市民生活の健康増進を図るため、コミュニティ単位のコンクール方式を取り入れたらどうかについての御質問であります。市内の各自治協議会が、地域ごとの課題や将来像を取りまとめ、策定した地域計画におきましても、地域のまちづくりのための施策として、健康づくりへの支援がうたわれております。市民皆様が健康で生き生きとした生活を送れるためには、自分の健康は自分で守るという健康への意識改革を促し、食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の見直しを推進していくことが重要であると考えます。

議員御提案のような取り組みの導入は、地域間の競争心が刺激され、その結果、よりよいアイデアや地域ごとの特色ある取り組みにつながり、市全体の健康づくりにつながる一つの試みであると考えますが、まずは、市民のお一人一人の健康づくりへの取り組みが広がり、地域で根づくように進めていくことが大切であると考えますので、さまざまな機会を通じ、働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） まず、1番、1項目めの6月議会での質問、その後、現状はどうなかとということ。全く前回と同じ答弁が返ってきました。ちょっと残念です。だから、その後どうなったんですかというのを私は聞きたかったんです。

前回の、ここに会議録があるんですけども、市長が今答弁された内容、全く同じです、前回の答弁と。それはそれでいいとしまして、やはりまず、健康づくりという観点から、実は偶然、きのうおとといでしたか、久山町の新経済指標だったですかね、豊かさをあらわす、これは正式な読み方は新国富指標というのかな、新しい国の富の指標。県内60市町村ぐらいですかね。

久山町が経済だけじゃなくて、自然環境、この新国富指標というのは、人工資本、いわゆるインフラストラクチャーですか、それから、人的資本、人口、教育、健康、あるいは、もう一つ自然資本、気候変動、農地、森林、鉱物資源、こういったものを総合的に指標、数値化して、それを金額であらわしたものだというふうに言われております。

私はどういった基準で計算されたのかわかりませんが、それでいくと、久山町は県内トップです。3,099万円、それから、福岡市が2,386万円で5位。さっきの久山町はトップです。北九州は2,068万円で16位だったとあっております。これはノーベル賞の何ですか、経済学者、経済学受賞者らが初めて発表したということで、日本では九大の馬奈木俊介主幹教授が代表を務めて、そういった計算方式をつくって、指標化、数値化しているという内容です。

そして、県内60自治体について、ランクづけがされているそうなので、もしうきは市が幾らで何位になっているのかつかんであったら——わかりますか。通告しておきやよかったですけどね——ないですね、今のところ。（発言する者あり）

60市町村をもうランクづけしているそうですから、ぜひうきは市が幾らなのか、市民1人当たり幾らの、金に換算したら富を持っているのか。土地や建物や、そういったものだけでなく、人的な資産、あるいは自然環境の資産、そういったものを数値化したものであるということです。

そして、言いたいのは、ここの中に健康と、市民の健康度合い、久山町はもう昔から市民の健康づくりに取り組んできて、具体的に言うと、特定健診の比率が70%ぐらいありますよね。うきは市は、今のところ40%ぐらいですから、すごいなあと思うんですけど、やっぱりこれは行政挙げて健康づくりに取り組んでいるということのあらわれだろうと思います。

そして、最初にも言いましたように、私が6月の議会で質問したときは、とにかく行政経費を抑えるんだということで、じゃ、医療費の削減を頭に置いたら、その削減するためには何をすればいいのかというのが、6月の中でのやり取りでしたけれども、今回、切り口変えて、市民が幸せにうきは市で暮らしていくためには、健康という大きな資産、これをやっぱり重要視して、そ

して健康づくりをすれば幸せになれる、一生幸せに過ごしていけるという、これが何よりだという考え方に基づいてこういったことがなされていると思うんです。

前日も私、申し上げたんですけれども、自分の経験から、やっぱり健康を損ねてしまうと、やる気もなくなる。それから、何と言ったらいいんでしょう。食欲もはっきり言ってなくなってきますし、これではいかんということで、私はあるお医者さんにもかかって、体を治そうとしました。毎日電気にかかりに行ったりですね。ところが、治らないんですよ。で、それはなぜなのかと。結局、私たち高齢者ですので、高齢者は、もう年齢相応の筋力とか体力、気力、そういったふうに全体が衰えてきている。そこで私の場合で言いますと、ちょっと無理をしたトレーニングをやって、具体的に言うと、肩とか首とか背中中の筋肉を痛めた。その結果が全身症状になってくるんですね。

だから、ああ、これではいかんということで、さっき言いましたように、ずうっと電気にかかりに行っただけ、電気では治りません、やっぱり。一番大事なのは、ずうっと病院に通いながら、いつも待合室にいる人たちは同じ顔ぶれ。そして、自分もそうだったんですけど、しているけど、全然回復していないんですよ、状況が。これは何なのかと。

そして、さまざまな形で自分なりに勉強しました。結局、年齢とともに、筋力が衰えているから、結局、そこに原因があって、それは電気では治らないんだという結論にたどり着きました。

じゃ、どうすればいいのか——年齢とか体力に合った軽目のトレーニングから、少し力がついてきたら、少し負荷を上げながら、そういったことで自分の筋力を回復していくのが一番なんだということに気がつきまして、体は痛いのにせつせと歩き、そして、最近では、保健課のほうから、うき8体操を紹介してもらいました。これは物すごくいいです、もうはっきり言って、うき8体操は。スクワットが中心になっていますけどですね。はあ、こんなにやっぱり自分たちは日ごろ筋力を鍛える、筋力を維持していくことに、こんなに無頓着だったのかなということで、今つくづく自分の健康がいかにか何より大事かということを感じているところです。

そういった前提があるから今回こういった質問もしていますけれども、話を戻しますが、ウォーキングコースについては、市長の答弁は6月議会と全く同じ答弁が返ってきましたので、私は私なりにいろんなコースのことを考えてみました。

見附市に行って、まずやっぱりそういったコミュニティーごとにもうウォーキングコースが設定してあります。そして、驚いたことに、マンホールふた、これを利用して、次の目的の、この辺で言えば、例えば、生葉の信号までは何キロですよ。きれいなカラーの絵が書いて、矢印して、次の目的、どこまではここから何キロですと、そういったのが至るところにあるんですね。

それと、どこでも道路の横には歩道はほとんどあります。残念ながら、千足の町中に歩道がないですけどね。歩道はありますけれども、確かに車道があって危険だから歩道もつけておか

にゃいかんだろうという程度の歩道です、自分で歩いてみると。もう本当に、排水をよくするためもあるかもしれませんが、車道と歩道の間仕切りのコンクリートのあれがありますよね。その外側の歩道を歩いてみますと、かなり傾斜があるんです。あるいはでこぼこがあったり、ああ、やっぱり歩道は確かに車道をつくる時の、おまけに歩道もつけておくかという程度なのかなと。歩いてみると非常に歩道なのに歩きにくい。そこに、旧浮羽町の場合、ほとんど狭いですから、平気で自転車が走ってくる。注意したいんですけど、今、そういった歩道なんか、ちょっと自転車で走ってくる人を注意しよったら何されるかわからんから、ついついもう黙っていますけれども、やっぱり歩道をもう一回点検し直したらいいなと私は思いました。いいところもありますよ。

それとバイパス沿いの話が市長から出ましたけれども、バイパス沿いは、いいようで、平坦地ばかりですから、ずっと歩いているとだんだんおもしろくなるので、もうちょっと体に負荷をかけたいなというようなことがありまして、私も最初バイパス沿いをずうっと歩いていました。ただバイパス沿いは、平らでおもしろくないというのと、意外と暗いんですね、暗い。車道はありますけれども、車道から内側の歩道になると、ほとんど真っ暗です。ですから、やっぱりそれなりの照明も必要じゃないかなと、整備する上でですよ。

それと、今のところ、私は、バイパスも見てまいりましたけれども、6月の答弁でこういったことで、看板を上げたりとかいうこともありましたけど、今のところ、看板はまだ上がっていないですね。

私はバイパス沿いだけというと地域的に偏りますので、やっぱり浮羽地域については、さっきの私の坂を上りたくなるということを言いましたけれども、浮羽稲荷のコースとか、あるいはアリーナ周辺のコース、それから、流川から吉井方面に向けた山辺のコース、吉井について言うと、スポーツアイランドとか、あるいは私がよく行く百年公園ですね。百年公園は、ありがたいことに、県道から上、ずっと公園まで街灯がついているんですよ。ですから、女性でも安心して歩ける。その他のところは、もうほとんど真っ暗です。というのは、私は仕事柄、夜しか歩けないもんですから、そういったことで夜歩いてみるとそういうことがわかるということを言っています。

それで、ぜひ、もう具体的にどこでもいいんです。どこでもいいと言うと、ちょっと語弊がありますけれども、まずは手始めに、どこか具体化してもらいたいなということを思うんです。モデルコース的なのをつくってもらってですね。その点、私のしゃべりばかりになっていますけど、どうですかね、モデルコースをぜひ早急に実現してほしいと思いますが、市長。

○議長（櫛川 正男君） はい、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御案内のように、ことしの4月の時点で、うきは市の高齢化率、うきは市の全人口3万450人に占める65歳以上の人口割合が32.3%でございます。日本全体の

高齢化社会が課題になっているんですが、そういう中においても、うきは市は15年先を行っているのではないかと、このように承知をしているところであります。

この高齢化社会を私はネガティブに考えなくて、むしろ、そういう65歳以上の市民の皆様を含めて、全ての市民の皆さんが生き生きと健康で、まさに幸せを感じられるような、そんなまちづくりが今求められているし、一番重要だというふうに認識をしております。

ここでキーワードになるのは、やはり議員御指摘の健康であります。私は健康の要素として、いつも申し上げているように、6点の要素があると思っています。まずは、自分自身の体調管理という意味で健診、いわゆる特定健診、受診率を上げるということが第1であります。そのほかに、御指摘の運動、そして、食、休養、そして生きがい、きずな、この6点あるかと思えます。今、組織横断で、この6点を視野に入れて、各課横断的に健康づくりの取り組みをしっかりとやらせていただいているところであります。

きょうの御指摘は、6要素のうちの特にこの運動の部分のウォーキングではないかと、このように思います。非常にうきは市内は、ウォーキングイベントが盛んに行われております。例えば、うきは祭り時に同時開催していますFM FUKUOKAさんとの協賛のうきはウォーキング、あるいはJRウォーキング、そして、小塩村の秋祭りのウォーキング、多種多様にウォーキングがなされております。議員の御指摘は、そういう観光イベントというよりも、うきは市に住む人の市民の皆さんの通常のウォーキングコースの整備をという御指摘ではないかなと思っております。

御指摘にありました百年公園、ウォーキングされているという御指摘がありました。今、屋形古墳群整備の中で、百年公園から屋形古墳群まで歴史の小道が途中までできていますので、もうそれをつなぐべく、散策コース、ウォーキングコースというか、歩けるコースも視野に入れて今整備をさせていただいているところであります。

ウォーキングだけでなく、本議会では、他の議員さんからフットパスの話とか、マラニックとか、オルレとか、いろんな呼び名の、一種のウォーキングの提案をいただいております。そういういろんな議員の御提案もしっかり頭に入れて、健康づくりの大きな核としての運動、そして、このウォーキング等をしっかり視野に入れて、もう少し足元に視点を置いて、歩けるようとか、照明とか、具体的なお話がありましたので、今、もろもろもろもろ、このうきはというのは、自然環境あるいは田園風景、今なお、かつての我が国の原風景が残るすばらしい地域資源を有しているわけですが、この地域資源に触れようとして、すごく市外から多くの方がうきはにお越しいただいて、ウォーキングを楽しんでいただいているという実態もありますので、そういう視点も踏まえて、もっともっと365日、市民の方が手軽に歩けるような、そういうところの観点で点検等もやらせていただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 話の中で、ちょっと歩道のこともしましたが、私たちが視察に行った見附市では、市道構造の技術的基準という条例があるんですね。それは何かというと、市道を整備していく場合、歩行者優先でほとんど設計をしなさいということがなされているんです。当然、車道と交錯するところは、ここもありますけれども、ポールを立てて、歩行者がいきなり飛び出したりしないように、あるいは車道側から見ると、歩道に近づいてくると、少し道路幅が狭くなっていると。必然的にスピードを落とすような構造、それから、さっき言いましたように、もう歩道が本当にうきは市内はこう斜めになっていたり、でこぼこになったりと、それが多いんですけれども、あそこはきれいに真っすぐなって、真っ平らに、きれいに整備してあります。やっぱり歩道ですから、やっぱり歩行者のことを考えて整備しているんだなということを感じました。それで、市道を整備する場合の技術的基準まで、歩行者優先の考慮がなされているというところに非常に感銘を受けたわけです。

それと、同じ、ただ健康づくりとって、トレーニングしたり、歩いたり、いろいろするのは、はっきり言っておもしろくないんですね。特に健康な人は特におもしろくないんです。じゃ、どうすればそれを積極的に市民にウォーキング等のトレーニングをしてもらえるのかということ、やっぱりポイント制を導入してみたり、例えば、見附市は、旧市街地にあったスーパーの跡が健康づくりの拠点になっているんですね、建物を市が買い取って、壊さずにそのまま広いスペースがありますから。事務所があって、健康づくりの指導員がおって、トレーニングマシンが置いてあるんです。

歩いて行って自分の体を鍛えるというかな、そして高齢者同士がそこで触れ合いもできますから、非常に楽しみながら、しかも、そこでトレーニングしたり、幾つか施設、ポイントがもらえる施設があるんですけど、そこへ行くと、きょうは、例えばの話ですけど、あそこで30分やったから3点もらえた。ずっとポイントがたまるようになっていきます。スーパーとか、いろんなお店のカードと全く一緒ですね。そして、1ポイントが1円です。それがたまったら、商品と交換もできるし、それを市のふるさと納税じゃないですけど、そのポイントをまた市に寄附することもできる。あるいは商品券としてもらうこともできる。

そういったことで、自分が健康になりながら、さらにポイントがたまったら何がもらえる、何かに貢献できる、こういった仕組みを取り入れているということで、市民が生き生きとやっぱり自分の健康づくりを楽しんでいるという姿を拝見させていただきました。これはもうすばらしい、ぜひ、そのまままねしろとは言いませんけれど、参考になるんじゃないかなということで帰ってきたところです。

さっき、諫山議員の質問だったか、里山資本主義の話が出てきましたですかね。要は、経済

ばかりではないんだということで、やっぱり自然のよさ、住む人のよさ、豊かさ、教育のレベルの高さ、こういったものも豊かさをあらわす指標になるということからいけば、ぜひともうきは市として見渡したら何があるかといったら、やっぱり大自然もありますし、人情の厚さ、人のよさ、そういったものもありますし、ここに教育と健康がプラスされれば、すばらしい町になって、さっきの国富指標じゃないですけども、そういった点数も上がってくるんじゃないかなと思います。

どこをどうせろじゃなくて、ぜひとも一つ実現してほしいと。モデルコースでもつくってもらいたいというのが私のきょう訴えたいところです。

そして、余り言いたくないんですけども、結果は医療費の削減につながってくるんですよ。これは医療費削減が先に来ると、どうもおかしなことになってくるので、私はやっぱり市民の何物にもかえがたい健康、これを創出していくのが行政の務め、そして、その結果、市民が幸せになれ、そして最終的な結果として、医療費削減につながっていくのではないかなということに改めて訴えて、次の質問に行きたいと思います。

2番目の質問です。白壁交流広場の有効活用について。

非常に自分がかかわっているので申し上げにくんですけど、あそこ8年ぐらいになりますけれども、あの広場を利用させてもらって、毎週火木土、本当に酷暑の夏場だけは休んでいますけれども、朝市みたいなことをやらせてもらっています。

最近、また秋になって再開していますけれども、市民の方が来られて、「何でこの広場は最近では、ポールどころか鎖まで張って、誰も入れんごとしよるとですか」とよく言われるんです。それで、私も答えるほうとしては非常にづらいんですけども、「いや、実はこの広場は、こうやって国庫補助を受けて整備をしていますから、私たちが思うように勝手に駐車場、あるいは自分たちが思うように勝手に使うということは、広場は広場ですけど、できないんですよ」と。

「あ、そうですか。ぼってんか、ほとんど年中、これは広いままあいちよるじゃないかですか。この広いスペースをどうして有効に使われんとですか」と、よく言われるんです。観光客の方も来て、「車は入れないんですか」と。

もちろん、あの広場の裏側には駐車場あるんです。だけど、国道に面していないから気がつかない。だけど、通りかかったら広い広場があるのに車も入れない。で、なぜなのかといったことで、実はそういった市民、あるいは観光客、それから、来訪者から投げかけられます。このことについて、ぜひとももうちょっと有効活用する方法があるんじゃないかなということで白壁交流広場の有効活用について、1、旧市街地が寂れていく中、広場の有効活用は大きな課題と思うが、現在のイベント時だけの利用では市街地の活性化にはつながらないと思われるので、広場の思い切った活用策を講じるべきと思うがどうか。2、更地分の利用計画はその後どうなったのか、以

上2点、質問いたします。

○議長（櫛川 正男君） はい、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま白壁交流広場の有効活用について、2つの御質問をいただきました。

まず、広場の思い切った活用策を講じるべきとの質問をいただいたところであります。

現在、白壁交流広場は、祇園山笠、YOSAKOI祭り等のイベントのほか、フリーマーケット、朝市、お宝の市、スイーツコレクション、クリスマスイルミネーション、正月の門松飾り等に幅広く利用されているところであります。

広場には、市街地における消防用防災水槽を設置しており、これまで広場への車両乗り入れを規制するため、バリカーを設置していましたが、バリカーが差し込み方式のため、広場に車両が侵入し、防火水槽の上部に無断駐車をしたり、公園内の街灯破損等が発生したこともあって、現在はバリカーに施錠し、侵入できない状態となっているところであります。

今後、市街地活性化を図っていく上で、白壁交流広場を有効活用することは必要と考えており、今後、商工会、観光協会を初め、関係者の皆様の御意見等もいただきながら、活用について検討してまいりたいと、このように思っております。

2点目が、更地分の利用計画はどうなったのかという御質問であります。これまでたびたび大越議員より、本件に関する質問をお受けし、当敷地は伝統的建造物群保存地区の中心部に位置し、国道沿いに面しているため、町並み保存の観点からも、空き地のままにしておくことは望ましくないとお答えをさせていただいたところであり、この考えは今も変わっておりません。

以前も報告させていただきましたが、更地の利用計画につきましては、近隣の集落で空き家になっていた庄屋格の古民家の移築計画がございましたが、諸条件が折り合わず、実施を見送った経緯がございます。その後、検討を続けておりましたが、具体策には至らず、現在に至っております。

冒頭に申し上げたとおり、当敷地を空き地のままにしておくことは望ましくないと考えており、国道沿いに形成された町家型の家並みの景観を生かしたイベントでの活用や、地域ににぎわいをもたらす拠点施設の設置について、今後も検討してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） まず、その広場のほうは、年間を通して、確かにイベントの数を言うとかかなり使われているように見えますけれども、朝市と言われたのは、多分私がかかわっているあの部分のことをおっしゃったんだろうと思いますけれども、はっきり言って、祇園山笠のときに、土台を建てるときから入れると、およそ2週間ぐらい。それから、YOSAKOIのときに前日の準備から入れると2日、それから、お宝市みたいなことをやる。もう本当、数えた

ら20日間あるかないかぐらいですよ、使われているのも。だから、やっぱり事情を知らない人は、あんな広い町のだ真ん中に、しかも重伝建築のだ真ん中にあんな広場が使われずにあるということは、やっぱり素朴な市民感情からいけばおかしいんじゃないかなと。もうちょっと有効活用があるんじゃないかということと言われるのは、僕は当然と思うんですね。

ただ、これは多分ネックになっていることがあると思いますので、実はあそこは国庫補助を受けて整備されています。たしか全体で九千何百万円のあそこを整備したときの費用がかかって、その恐らく2分の1ぐらい、四千何百万円が国庫補助を受けていると思うんですね。そのときの国庫補助を受けていますから勝手には使えないわけですね、自分たちがいいようには。恐らく利用の制限、それから、減価償却と言ったらいいのかわかりませんが、何年間はこの拘束されますよとか、そういった決まりがあると思うんです。わかりましたら。生涯学習課長、知っているんじゃないですか。

○議長（榎川 正男君） はい、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習課の瀧内です。

この白壁交流広場につきましては、議員御指摘のとおり、国庫補助、街なみ環境整備事業の補助金を使って整備をされております。2分の1が国庫補助ということでございます。当然、通常の補助であれば、その施設とか建物の耐用年数まではそういった制限がある。それ以前に改修工事とか、やむなく取り壊しとかする場合につきましては、当然補助金返還とかの対象になるんじゃないかなろうかというふうに考えております。ただ、こちらが伝建地区と街なみ環境整備地区のかぶった地区になっておりまして、これが街なみ環境整備事業費で行った事業でございますので、これにつきましては、街なみ環境整備事業につきましては、5年ごとに計画を見直して実施する事業でございます。今現在は30年度までする事業になっております。

ただ、この整備事業はまだ終わっていませんので、平成35年度まで延伸するような計画をしております。そういったことを考えてみますと、街環の延伸が認められるまでは県なり国から認められる限りは、この改修工事等についてはできないものというふうな認識をしているところでございます。

○議長（榎川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） いまいち、ちょっと今の説明はわかりにくかったですね。延伸を、とりあえず30年度までは今のままでいって、その後35年度、5年ごとに計画を延伸し、その計画の内容というのは何ですか。よかですか、直接。時間がかかるから。

○議長（榎川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 街環事業につきましては、もう一部は上がっているんですが、電柱の地中化事業、これが今、メインの通りは終わっているんですが、あと1カ所終了していません。その部分と、あと町並み環境整備する事業も若干残っていますので、それを計画的に今、5年ごとに計画を立てて進めているところでございます。

それが終われば、その町並み環境整備事業自体は終わるんですが、まだ終了していませんので、今のところ35年度までは延伸してもらおうように今、申請の手続をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） ちょっと私も頭があんまりよくないけど、今の説明をよく聞いてみると、あの広場もひっくるめた街なみ環境整備事業をやっていると——ですね、そういうふうな理解でいいんですね。

いや、僕が聞いているのは、あの広場自体に制限はかかっているのかということを知っているんですよ。金も補助金ももらっているから、あの広場を整備するのに。だから、国庫補助を受け取って、国との約束事があるって、それを無視した使い方をしたらいかんとやないですかと。ですから、そのしてはいけないこと、制限がかかっていることを具体的に教えてもらいたいです、私は。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大変失礼しました。ただいまの生涯学習課長が説明したのは、白壁交流広場そのもの、あるいは議員御指摘の更地を整備するときの国庫補助事業の取り組みについて課長は説明をいたしました。今、議員は、そこに整備することが規制はかかっているかということとあります。規制といえば、やはりここは伝建地域の中心地ですから、やっぱり伝建地域にふさわしい建物でないということは、もう御承知のとおりです。そのほかは、大きく制限はないのではないかと、こう思います。

ところで、白壁交流広場全体をどうするか、そして、その中の一部である更地をどうするかというふうに大きく2つの視点で既に考えているわけなんですけれども、全体広場でいきますと、議員からは、年間通していろんなイベントに使っているけれども、数少ないのではないかとというふうな話があります。実は、そういう中において、先月なんですけれども、もう御承知かと思いますが、うきは市内でオーガニック農法で取り組まれている若手農家グループが産直市をやりました。すばらしい取り組みだと思っています。

今、私どもが地方創生でいろんな仕掛けをやっているんですが、そういう中で、Iターン、Uターン、いろんな方がうきはに来ていただいて、いろんな事業を起こす中において、この場所というのはすごく有効ではないかと、このように思っております。そして、そういうIターン、Uターンの中で、いろんな問い合わせがあるんですが、そういう創造性豊かなクリエイターの方と、

またいろいろ相談して、街環、景観に合った活用の方法がないのか、しっかり検討していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） オーガニック市場ですか、それは私も行きました。小塩のおいしいリンゴを買ってきました。おお、うきはでもこんなリンゴができていたということでおいしくいただきましたけれども、市販のリンゴよりか3割ぐらい高かったですね。私たちは生産の過程を見ていませんから、こっちは体に非常にいいけど、こっちは大丈夫ですよ。体にいいけど、こっちはちょっと農薬たくさん使っていますよとか、私たちには見た目では判断できませんから何とも言えませんが。

だから、高かった分は、それだけの価値はあったんだろうと私は理解していますけれども、それはそれとして、問題は、私たちがあそこで市場をやらせてもらうときに条件があったのは、この広場は、駐車場としては使えませんか。国との約束の関係だろうと思います。けれども、イベント時には車も入れていいですよ。ですから、市をするときはイベントとみなして、そのイベントを開催している時間帯は車が入って、そして、閉めるときは、車も出ていかにやいかんですけども、駐車場としても使ってもいいということで、今、県議になられた小河さんですね、彼も一緒になってしたんですよ。

だけど、その後、はっきり言ってあれは、もう私たちの思いは、イベントでは、うわっと人が集まってくるけど、何百、何千と。だけど、ほとんど誰も日ごろ人がいないじゃないですか、あの広場に。いや、僕は5人でも10人でもいいから、毎日人が集えるような仕掛けをしたいなということで、いろいろ、途中省きますけれども、ああいった朝市的なものをやるようになったんです。だけど、みんなもうかりませんから、みんなどんどんどんどん会員が減って行って、今、5人ぐらいですかね。それも出してもゼロの日もたくさんありますし、200円しか売れなかった。売れても2,000円どまりぐらいですよ。売れている人で、1回が。

だから、本当に採算面からいったら、もうやらないにこしたことはないです。だけど、やっぱりここで起したこの火は消したくないなと。何とか町中の活性化に少しでもつながればという思い。それと、このまま広場があいていると寂しいから、やっぱり市外から来られた人、そして、私たちの思いとは実は結果が違ってきているんですけど、高齢者福祉施設になっているんですね、朝市をやっているのが。私たちがやっていると、買わなくてもあそこに、「ああ、きょうも来ちゃったのう」と言うてから、いろんな方が出てこられて、だべって帰られます。売り上げゼロです。けれども、私たちはそれでもいいと思っています。やっぱりひとり暮らしの人が多いいですね、今。特に女性は。日ごろ話し相手もない。会う人もいない。そういったことで、火木土、私たちが午前中行きますので、そうすると楽しみに出て、手押し車を押して、あるいは杖

ついて出てこられます。この寒いのにですよ。だから、やっぱりこういう人たちの思いというのは大事にしたいなという思いがあるんです。

ですから、さっき言いました、話を元に戻しますけれども、イベントのとき、そういったことをやるときは、車を入れさせてあげてもいいんじゃないかなと。ただし、私たちがそれは責任持たないかんことですけど、終わったらちゃんと表を閉めると、車が出たのを確認して。そういったことを私たち使用させてもらう側からすれば、それだけの責任があると思っていますので、ぜひ、せめてあそこのイベント時には、やっぱり表をあげてあげるんだと。

悪いことにあそこの車どめがこう置いてありましたけど、あれは背が低いからセダン型の車で来た人は近づいてきたら死角になってしまう。ポールが立っているのが見えなくて、それにドンとぶつける。高いポールがあれば、フロントウインドー越しにポールとか、そういうのが見えればぶつけることはないんですけど、ちょうどセダン型は前のほうがボンネットが出ていますから死角に入ってしまう。だから、結果的にぶつけるという結果になって、私たちもある意味、責任を感じていますが、そういった意味で、もうちょっと利用したいと思っている人と管理している人側の管理上の立場と、そのせめぎ合いがああな柵になってあらわれているなあとは僕は思うんですよ。

いやあ、もう私たちは管理者として責任があるから、勝手に使ってもらっちゃ困る。施設をそぎしてもらっちゃ困ると。そうすると、使いたい人は、「何でこんな広場は使えんとか。こんな毎日毎日がらんとあいたまんまで何の役にも立っていない。せめて車ぐらい入れさせろ」と言われるんですよ。「だけど、そうはいかないんですよ、こうやって国庫補助を受けてつくっているから、それは気持ちは十分わかりますけど、そうはいかないんですよ」と。だから、そういうふうに私たちはいつも対応しております。今はもう全く車が入りませんから。

だから、やっぱり知恵を絞って、そういった国からの制限もかかっている中で、どうすれば、あの広場に、はっきり言いますけれども、車も入っていいの。そうすれば、いろんなことが広場の中でできますのでですね、知恵を絞れば、車が入っても、そして終われば出ていくという形で開放することができるんじゃないかということで、ぜひとも、もう僕は市長の腹一つじゃないかなと思うんですよ。こういうことをやれば使えるんじゃないですかと。国の基準を侵すわけでもないしということで、その辺のぜひともアイデアを考えてほしいなと思うのが、私の今回の質問の趣旨です。

それから、更地については、前段の健康づくり、そういったのも視野に入れながら、見附市がスーパーの跡をそういった健康増進施設にしたように、そこまで、あんな大きな施設をする必要もないでしょうけど、今度アリーナのトレーニングマシンも買いかえますよね。それはちょっと手を加えて、こっちに持ってきて、あそこでロコモ教室でもやったら、うまくいくんじゃないか

など。トレーニングマシンを買うときは、下取りという形でやるのかもしれませんが、そういった、そんなに上等なものでなくてもいいんですから、種類も多くなくていい。あそこに行けば、ちょっとだべりができた上に、健康づくりもできるというような視点で、更地の部分を考えることもできるんじゃないかなと思います。

それで、そういった施設であれば、別に冷房をつける必要もないし、戸締まりぐらいはできないといかんとおもいますが、そんなに高級な建物を建てる必要もないからですね、それは1つの事例です。更地利用をこうやったらどうかという1つの事例ですが、何かそういう視点に立ってでも、ぜひともあの更地については、利用法を考えてほしいなと思います。

市長もあのままほっとくのは本当はいいことではないと。ぜひとも何とかしたい思いはあるということをおっしゃいましたので、ぜひともそういうふうな方向で検討をしてもらいたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの広場全体の活用というか、特に更地の活用について、具体的な提案なんかもいただきました。かねてから、うきは市内の小学生の皆さんの子供議会の中でも、もっともってあの広場をイメージしながら、まちの中心部に公園が欲しいとか、そういう御要望もいただいております。

本当に伝建地域の中心地でありますので、仕掛け方次第で、大いに大きな地域振興の拠点になり得る場所だとこのように思っておりますので、今後、いろんな視点でその活用については考えていきたいと思っております。

それから、広場全体の駐車場の御指摘がありました。このことについては、住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問の中で、白壁交流広場の駐車場でございます。

以前から管理をしておりましたところがございますが、やはり以前から鍵をかけたような形での車両乗り入れの禁止をやっておったところがございますけれども、やはり夜間とか、そういったところで管理の行き届かないようなところで、無断駐車が多発してきたということでございます。

今まで、イベント時には、車両等については、中の乗り込み等は許可をしてきたようなところもございます。ただ、やはり夜間とか、イベント時以外でも、ちょっと目につきましたのが、自販機の補充する車とか、そういった車が乗り入れをして、下のインターロッキングの構造物的にちょっと損傷が出てきたというところもございました。

もう一つは、広場というところでございますもんですから、普段乳幼児とか老人の方が利用するときには車が入ってこないんだというふうな気持ちで遊んでいるところに、いきなり車が入ってくるといったこと、そういったことで、事故に起因するようなことがあったというところで、今、現状はそういった施設をして管理をしているというふうな状況でございます。

今、議員さんからも言われましたように、ポール、車どめの高さが死角に入って危険だというところ、それから、イベント時の車両の乗り入れ等につきましては、早急に検討しながら、そのバリカーについては、死角にならないようなものに変えるというふうな検討も早急に行なってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 駐車場として使うについても、当然、勝手に使えないことはもう十分承知の上で私はきょう質問しております。だけど、頭をひねれば、今、広場としての位置づけをしているから、子供さんとか御老人の方が、あそこで安心して遊べるように車の乗り入れはだめなんだという説明も関係課長からありましたが、私は何も全体を開放する必要はないと思うんです。3分の1とか、広くても半分、そこまで何か柵と言うとおかしいですけど、何か仕切りをして、イベント時には、もちろんそれは取っ払わにやいかんことですが、全体をもう完全なオープンにしてしまうと、そういった危険性も出てくると思うので、そこを、私が言っているのは、頭をひねれば、何かアイデアがあるんじゃないですかということを引きょうは言っております。

うきは市ルネッサンス総合戦略で地方創生の事業も市長、一生懸命進めておられます。私も評価しておりますけれども、やっぱり寂れていく市街地を何とかしようということも当然一番大事な地方創生の項目ではないかなと。あのルネッサンス戦略の中には上がっていませんけど、ぜひともそういったことを念頭に置きながら、更地の今後の活用方法、広場の利用方法、そういったのをぜひとも市長には前向きに検討してもらいたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、11番、大越秀男議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 続きまして、13番、三園三次郎議員の発言を許可します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ただいま一般質問の許可をいただきましたので、私は人口減少を抑止するための新たな施策の策定及び野生鳥獣被害と衰退する山間地域の活性化方策、以上2項目について、高木市長に質問をいたします。

まず第1項目の人口減少を抑止するための新たな施策の策定について質問いたします。

平成17年3月20日、吉井、浮羽両町の対等合併により、うきは市が誕生できたのは、人口要件が合併特例により3万人以上に要件が緩和されたことによりですが、わずか13年でその人口要件を欠くことが確実となりました。人口減少を抑制するために、総務省から地方版総合戦略の策定が義務づけられ、これに基づき地方創生戦略に係る大きな目標である4つの方向性が示され、その中の3番、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるについての対応がうきは市ルネッサンス戦略に記載されています。結婚から子育てを経て、生涯夢を持ち、生活することができるうきは市を基本方針に掲げ、具体的な実施プロジェクトとしては、子供の教育環境整備、市民総出の健康増進、高齢者社会参画、道の駅整備等を目標にしていますが、これは本当に人口減少を食いとめる施策なのか、さらに、若年者の流出を抑止する対策と言えるのでしょうか。

特に若年人口は、うきは市が誕生した平成17年以降に生まれた幼年者に限定されるのに、西暦2025年、つまりあと8年間は増加し、その数4,530人に達すると推計されていますが、老人人口のみが増加し、まちから若者の姿が消えてしまいます。人口減少の危機感を抱き、真剣に取り組む必要に迫られていますので、総合戦略の見直しが必要であります。

そこで、次の4点について、市長の簡潔な答弁をお願いします。

1番、人口数に比例し、出生数が増減するが、人口減少が続けば当然出生数が減少するのに、年少人口は西暦2025年まで増加と推計しているが、その理由をお聞かせください。

2番目に、転入、転出の社会増減は、合併以来減少が続いていて、平成26年度から人口比率が上昇していますが、社会増加の方策は考えないのか。

3番目に、人口の維持は、社会増加と自然増加に左右されますが、現状では人口減少は避けられない。人口減少を抑止するための施策が必要ではないでしょうか。

そして、4番、これは総務産業常任委員会で10月2日に宮崎県の諸塚村を視察研修しました。諸塚村では、出生奨励金条例を制定し、効果を得ています。行政区加入をセットにした出生奨励金条例を制定し、人口減少に対処できないのかどうか、以上の4点について、市長の明確、簡潔、そして、責任ある答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま人口減少を抑止するための新たな施策の策定について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、将来推計人口における年少人口が2025年まで増加している理由との御質問でありました。国内における将来推計人口については、コーホート要因法によって推計されています。このコーホート要因法とは、年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化を、死亡、出生、人口移動ごとに計算して、将来の人口を求める方法であります。そのため、推計に当たっては、男女

年齢別に分類された基準人口並びに同様に分類された将来の出生率、将来の生存率等に関する仮定が必要になってまいります。

うきは市ルネッサンス戦略の人口ビジョンにおける将来人口の推計については、標準人口は平成22年国勢調査の人口を用いております。そして、出生率につきましては、国立社会保障・人口問題研究所、社人研と呼ばれておりますが、1.53をベースに推計しているところを、市独自推計では2.19で推計をしております。その理由につきましては、さきの9月議会の一般質問において御説明をさせていただきましたように、アンケート調査による希望する理想の子供の数及びその実現成果が求めた値として、2.19を用いているところであります。

加えて、社人研推計では、15歳から19歳人口の純移動率を82.6%、すなわち17.4%が転出するというにしているところを、独自推計では純移動率を84.6%で推計をしております。これも高校生に対するアンケート調査をもとに推測した値になっておりますが、このことは、その年代の転出する割合が減少することによって、それだけ将来の出産数がふえるということを意味しております。

そのような独自推計の結果として、議員御指摘のとおり2025年までの年少人口が増加する値となっているところであります。目標値に置きかえた上での推計値として御理解を賜りたいと思います。

次に、2番目の転入、転出といった社会増減における増加の方策と、3番目にいただきました人口減少を抑制する施策についての御質問は、関連いたしますので、合わせてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、人口の増減には、転入、転出といった社会増減と、出生、死亡といった自然増減がございます。社会増減につきましては、平成28年度の成果表によりますと、転入者852人に対して、転出者が1,005人で、153人の転出超過となっており、合併から社会減が続いているところであります。そのため、移住者などの転入者をふやす社会増を目指す取り組みと、企業誘致や市民サービスの充実等によって、本市に住み続けていただく社会減を抑制する取り組みが必要と、このように考えております。

また、自然増減についても、同年度では、出生者198人に対して、死亡者が418人で、220人の自然減であり、合併からその差は増加傾向にあります。そのため、安心して子供を生み、育てられる子育て支援の取り組みと、教育環境の充実、郷土愛の醸成などが必要と考えております。そのために、本市ではルネッサンス戦略を策定し、地方創生推進交付金等を活用しながら、さまざまな取り組みを実施しているところであります。そのことは、これまでたびたび説明をしてきたところであり、議員も十分御理解していただいているものと思っております。

したがって、ここで個別の事業を一つ一つ説明することはいたしません、さまざまな事

業に積極的にチャレンジしていること、職員も必死になって汗を流していることも御理解をいただきたいと思えます。

今、私たちは人口減少をもたらす出生数の減少、高齢者数の増加、そして、社会の支え手である勤労世代の減少という3つの大きな課題に同時に立ち向かわなければなりません。そのためには、幅広い施策が求められ、その取り組みには先を見据えたものでなくてはならず、効果があらわれ始めるのに何年もの年月を必要とする場合も多いのではないかと考えています。1つの施策で全ての課題を解決することなど不可能であります。さまざまな取り組みを地道に続けていくことが重要であると考えております。

次に、4点目の宮崎県諸塚村の取り組みについての御質問であります。諸塚村に問い合わせしたところ、諸塚村誕生祝金支給条例と、同条例施行規則があることが確認できました。この条例は、諸塚村村民の出産を祝福し、健やかな成長と村の発展に資することを目的に、誕生祝金を支給するものであります。

祝金の額は、第1子5万円、第2子10万円、第3子20万円、第4子40万円、第5子以降は、第4子の額に10万円ずつ加算した額になっていますが、定住の見込みがない者に対しては、一律1万円とされています。定住の見込みがない者とは、例えば、学校の先生が家族で諸塚村に赴任され、数年後に異動が想定される場合などが該当するようでございます。

なお、諸塚村の年間出生数は10名程度でありまして、この条例によって出生数が増加したという成果には結びついていないと聞き及んでいるところであります。

誕生祝金につきましては、諸塚村以外にも実施している自治体があるとは承知をしておりますが、そのことが2人目、3人目を出産することにつながるのかどうか、あるいは祝金目的に一時的に住所異動することもあり得るという点で疑問を持っております。

現時点では実施する考えはありませんので、引き続き、子ども・子育て施策について、地方創生の取り組みの中で対応を図ってまいりたいと考えております。

議員御指摘の行政区への加入を条件とした祝金制度につきましては、行政区加入に対して強制力がない中で、そのような条件を付すことは適当ではないと、このように判断をしております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、いろいろ計算の根拠を申されましたが、日本の人口は14歳未満が若年人口ですよ。15歳から64歳までが生産人口であるわけです。65歳以上が高齢人口というように区分されているわけです。したがって、合併をした平成17年に生まれた生徒は、来年は生産人口のほうに入ってくるわけですよ。じゃ、平成17年にうきは市で何名生まれたかということ、276名出生してありますよ。この276名の方は、もう満15歳になれば若年者とは言えないんですよ。平成18年が258名、平成19年が263名、平成20年

272名、このように270名から生まれておった人が、あとどんどん若年人口から抜けていくわけでしょう。それでもって、去年は何ですか。198人しか生まれていないんですよ。198人しか生まれていないのに、276人の方は15歳になったら生産人口になってくる。これはずっと繰り返されるわけですよ。何で4,000名とかそんな数字が出てきますか。

つまり、ことしの場合、29年の場合は11月末で123名しか生まれていないんですよ。270名から生まれておった人が生産人口のほうに変わっていきますよ。生まれてくる子供は200名切っているんですよ。当然、そのような数字はあり得ないわけです。いま一度、答弁願いたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議員が御質問されてあるのは、人口ビジョンにおけるうきは市の将来人口推計のことというふうに捉えております。この将来人口推計には、先ほど市長が説明したとおりではございますが、このルネッサンス戦略の15ページから17ページにかけて詳しく今市長が申し上げたことを解説しているところでございます。

おっしゃるように、略称社人研が推計をした数字はこれよりも大分異なります。最初から年少人口も減っていく数字になっております。しかしながら、これはあくまでも何も対策をとらないで今の状態でいった場合の将来人口推計ということでありまして、私たちは今、この地方創生戦略にのっとりさまざまな事業に取り組んでおります。その目標が出生率2.19と純移動率82.6%ということでありまして、それに基づいて計算をするとこのような将来人口推計になるということでございます。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 出生率が2.19になるには何年かかるわけですか。それから先に答弁してください。何年で出生率が2.19になりますか。何年待てばいいわけですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私どもの目標出生率を2.19に設定をさせていただいていることを先ほどから答弁させていただいております。今、課長のほうから話があったように、今回、社人研の推計値をベースに、今回の地方創生の取り組みというのは、地方の人口減少のスピードをどうかにとめるか、あるいは、地方から東京への流出を少しでもとめるにはどうしたらいいか。逆に、東京から若者を地方に呼び戻すにはどうしたらいいかというのが地方創生でありますので、社人研のベースに我々の地方創生の取り組みをして、目標値として上げられた数字が2.19ということでありまして。現状では、この目標値に到達していないという御指摘の中で御質問だろう

と、このように思っております。したがって、いつになったらそれができるかというのではなく、それに向かって我々は進めていかなくてはいけないということで、今、市を挙げてというか、職員を挙げて地方創生に取り組んでいることを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それだったら、このルネッサンス戦略というのは、絵に描いた餅になりますよ。当面、到底できない数字を並べて、そういう数字を並べておりますじゃ、いつになったら完成するわけですか。今申し上げるように、平成17年に生まれた人は、もう生産人口に加わっていくわけですよ、15歳は。あとは270名ほどの方がどんどんどん生産年齢人口に達するわけですよ。あと生まれてくるほうは270、とてもそんな数字になりませんよ。人口が減れば、当然出生数も減ってくるのは当たり前であります。それを皆さん方は1.15とか、今1.5ですか、1.53、この実態を2.19かなんかに上げてありますが、到底不可能な数字ですから、私はルネッサンス戦略は見直さなさいということをお願いしているんですよ。いま一度答弁願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 地方創生に取り組みまして、3年目であります。我々の目標値、達成目標値については、議員御承知のとおり人口ビジョンで年度ごとにうたわれております。それに向かってさまざまな取り組みを今進めさせていただいているところであります。

やはり地方創生の取り組みというのは、この1つだけをやれば全てが解決するという特効薬というのはあり得ないと思います。いろんなデータを駆使して、うきは市の大きな課題は何かをしっかりと捉えて、いろんな手だてを打って取り組んでいくこと、これが重要であります。そのためには、一朝一夕といいますか、早急に達成できない、日々の取り組みと相当の年月を要するものだ、このように思っておりますので、そういう視点で我々の取り組みを見守っていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる人口問題研究所の人数は、ずっと下だったんですよ。2015年が3,898人、これをうきは市独自で4,340人に引き上げているんですよ、500人。2020年、人口問題研究所が3,587人としているのをうきは市は4,456人、ずっと2025年までは4,530人という数字がどんどんどん上がっていつている。4,530人、あと8年ですよ、今、西暦2017年ですから。したがって、こういうふうなひずみが出てありますから、これを見直しをしなきゃならないですとかということを申し上げているけど、一向にその気にならないようでありますので、次の2番に移ります。

いわゆる社会増加と自然増加であります。自然増加は絶対見込みはありません。自然増加は

これになることはあり得ない。これも調べました。つまり、平成17年が、出生が276人に対して、死亡が385人ですから、ここで自然減が109人ですよ。どんどんどんどん大きくなっていく。平成28年度は198人生まれているお子さんに対して、亡くなった人は418人ということですから、220人のマイナスになっているわけです。自然増減が必ず減少をこのまま続けることとなりますよ。

じゃ、社会増加はどうかというと、社会増加も合併した平成17年から28年まで毎年赤字なんです。社会増加はあっておりません。減少ですよ。その数が、今までは率が3.05から3.08だったんですが、人口に対してですよ。ところが、平成26年度は3.11、平成27年度は3.36、28年度が3.21、人口に対してですよ。1,000人当たりに対して、このような増加傾向にあっていくわけです。確かに数字は減っていますよ。平成28年度はうきは市から転出した人が988人ですから、1,000名割ってありますが、それだけ人口が減ってきてありますから、いわゆる比率は上がってきているわけですよ。したがって、社会増減も期待できないということですから、これに対する、いわゆる方策も考えなきゃなりません。

そこで、お尋ねしますが、このルネッサンス戦略に書いてある人口増加については、皆さん方本当にやってあるんですか。絵に描いた餅と私は申し上げておりますが、まず今の生涯未婚率というのを御存じですか。いわゆる50歳までに結婚しないという男性、厚生労働省の調査ですよ、23.37%、男性が。4人に1人は将来、50歳までは結婚しませんという人ですよ。女性が14.06%、7人に1人が50歳までは結婚しませんというような厚生労働省の調査ですよ。したがって、やっぱり結婚しなきゃ、幾ら出生率を上げておっても絶対子供は生まれませんよ。問題は、この結婚の未婚率を解消しなきゃなりません。そのために、皆さん方、ルネッサンス戦略で、いわゆる結婚、子育て、生涯夢をとというふうな、そういうふうな施策をとってありますけれども、まず結婚する人が少なくなっているわけです。これに対してどうされているかということですよ。

それから、次の移住者ということを盛んに言っておりますが、いわゆるうきは市には転入よりも転出のほうが多いんですから、これについてもやっぱり何とか方策を立てなきゃなりませんよ。そのためには、移住人口をふやすということですが、移住したらあとはどこに住むわけですか、移住してきた人は、いわゆる空き家対策プロジェクトというのがありますが、これは57ページに載っておりますよ。これも、いわゆるここに書いてありますように、空き家のリフォームの制度を加えたり、移住者と空き家をマッチさせると書いてありますけれども、これでは本当の移住者が安心して移住してこれませんよ。やはり移住したらどうかその移住先を探す、市役所のほうが見つけてやらなきゃ、よそから来たら、移住する先までは手が回りませんよ、まず。やはり移住先が確保できてから初めてうきは市に転入してくるということになりますからね、そういうもの

ができていない。

したがって、これは愛知県の人から二、三日前に手紙をいただきました。愛知県の東海市の荒尾町に住んでいる人、タニグチタキヤさんという人からですよ、インターネットでいわゆる人口増加、あるいは空き家のことを心配されてありますが、こういう制度がありますよということで、非常に乱雑でありますけれども、私宛てに手紙が来ております。よかったですよ。

どんなことが書いてあるかという、いわゆる住宅金融支援機構は、フラット35子育て支援型、地域活性型になる協定を、いわゆる地方公共団体と締結してありますが、うきは市もぜひ提携してください。現在200団体に達したと、11月16日に発表がありましたと書いてあります。福岡県では、福岡県庁のほか、八女市、宗像市、大牟田市、北九州市が協定を結んであります。本物のことを調べているんですよ。宮崎県の都城市の市外転入者が空き家リフォーム補助を受ける事業がありますが、住宅金融支援機構との協定が対象であり、いわゆる1年間に0.25%の金利を引き下げて今後はされますよというのがここに書いてある。本物の地方公共団体のことを調べているようですね。

したがって、私どもに手紙が送ってきました。全く心当たりがないものですから、私、勝手に上を引き破りましたけれども、中はこんなに重要な手紙でありましたものですから、また上を封しているような状況であります。このように、移住する人は住宅ができなきゃ移住してこれませんよ。以前も申し上げましたが、私のほうに、いわゆる神戸市からお二人でどこか空き家がないだろうかというようなことで探しにまいりました。空き家を世話しましたけど、それはいわゆるうきは市のバンクに登録してあるから、うきは市の言うとおりに貸せませんというように、ついにその方は諦めて帰ったんですけど、このように、移住しようたって、住むところがなかったら移住はできませんよ。したがって、皆さん方は空き家対策、あるいはUターン、Iターン移住者への空き家あつせんや資金援助、これも58ページに書いてありますけど、本当にこれらの移住者に対してどのような措置をしてあるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから御指摘の中で、社人研の推計値がたびたび出ております。御案内と思いますが、社人研の推定数値のまま、私どもがルネッサンス戦略にそのままそれを踏襲するということは、うきは市は一切地方創生に取り組まないということでもあります。何もしないで今後のうきは市の人口推計値をどのように、要するにいい方向にとめていくのか、これが地方創生でありますので、その数値の違いがあることは、とりもなおさず私どもがその目標値に向かって地方創生に取り組んでいるということを御理解いただきたいと思っております。

ポイントは、議員が御指摘されているように、社会増減でいきますと、出生数をできるだけふ

やす、これはやはり若い男女が出会い、そして、結婚、そして、安心して子供を生めるような環境をつくるためにはどうしたらいいか、そういうことの取り組みを今させていただいています。そして、死亡は、先ほどから議論になっています健康づくりをどう進めることによって、健康寿命、あるいは寿命そのものを延ばしていくという取り組みをさせていただいております。社会増減でいきますと、転入、転出とあるんですが、転入については、移住施策を打って、東京とか、大阪とか、福岡とか、市外からうきはに移住していただくような施策、そして、転出については、うきはで生まれた若い世代が、しっかり安心して仕事ができるように、工業団地をつくって大きな企業を呼び込んで、そこで定住していただく、そういう視点でさまざまな取り組みをしているというのが地方創生であります。

議員は最後にこの転入の定住施策について、どういう受け入れ体制でやっているのかということとあります。今、空き家データバンク制度を活用して、しきりに移住定住策を進めさせていただいておりますが、なかなか空き家バンクに登録が進まないという課題もございますけれども、空き家だけではなくて、しっかりうきはの地に移住、定住される方については、その人の御希望を伺いながら、それに沿った形で受け入れ体制というか、受け入れ環境の整備を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間がなくなっておりますので、じゃ、このルネッサンス戦略に書いてあります70ページに、「転出者名簿の整備、同窓会のコーディネーター等について行政サイドがサポートする」ということですが、これはできてありますか。やってありますか。やってあるかどうか答弁願います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） ルネッサンス戦略の70ページに書いてある「転出者名簿の整備、同窓会のコーディネート等について行政サイドがサポートする」ということですが、これについては、今のところ、特に事業として行っているものはございません。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 27年ルネッサンス戦略をつくって、今3年目です。あと2年しかないんですよ。これは5年ですから。いつつくるわけですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） たしか、ちょっと手元にありませんが、つばめの学校という施策を打ち込んでいると思います。移住、定住を進めるためには、やはりどう言うんですかね、Uターンも

視野に入れますと、いろいろうきは市出身の方が高校時代の同窓会等を年1回定期的にこのうきはの地で行っております。そうしますと、東京とか大阪に移り住んでいる方が、その同窓会を楽しみにこのうきはに集まってきて、旧交を温め合うということでもあります。

ほかにもいろいろ、親戚関係でいくと、いとこ会とかいろんな集まりがあるんですが、そういう集まりをぜひ助成して、しっかりうきはの発信をさせていただいて、ぜひUターンしませんか、あるいはお知り合いの方にIターンを呼びかけていただけませんかということで、ルネッサンス戦略に掲載をさせていただいているところでもあります。そちらについては、今、うきはテロワールの一環で、実はどう言うんですかね、福岡県とか、県下の市町村では東京県人会というのが組織されているんですけども、残念ながら、うきは市には東京におけるうきは市出身者の会合、要するに東京県人会というものがございません。今その設置を観光協会と連携して、その模索しております。そして、その中で、うきはテロワールを呼びかけて、うきはの魅力を東京に発信して、Iターン、Uターンにつなげていこうということを考えておりますので、そういう施策の取り組みの一環の中で、つばめの学校の施策もしっかり並行して考えていきたいと、このように考えているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 例えば、転出者を防ぐためには、福岡に転出しておる人もおるんですよ。そのためには、いわゆる高速バスがありますから、高速バスを使えば転出しなくていいこともあるわけですよ。

したがって、このルネッサンス戦略の71ページに、インターのそばに駐車場用地を市が借り入れる、そして、市民に貸す、あるいは吉井から朝倉インターまでバスを運行する、試験運行、あるいはうきはから杷木のインターチェンジまで連絡バスの運行実験をやる、これはいつごろやるわけですか。こういうのをやれば、いわゆる転出者を少なくする方策になるんでしょう。いつごろやるわけですか。やっていないんですか、やっているんですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） 議員おっしゃるとおりに、今現在、福岡市方面に通勤、通学をされている方がどれだけいらっしゃるかまではちょっと調べておりませんが、かなりの数の方が、どれくらいかわかりませんが、いらっしゃると思います。

御提案のとおり、うきはから朝倉インターまで、もしくは、杷木のインターですね、いわゆる高速バスのあるところまでバス路線をつなげば、その利用ができるんじゃないかということ、これはそのとおりだと思いますけれども、今、高速バスの関係で依頼をしているのは、直接うきは

発着の福岡行き的高速バスを今お願いしているところでございます。もしくは、日田発の高速バスをうきは経由で上がっていただくと、高速に上っていただくとか、そういったことも一応計画、依頼をしているところでございます。

また合わせて、初日にも少しお話をいたしましたけれども、スクールバス、今回、小学校の統合に関係するスクールバス、これの空き時間を利用して、例えば、うきはから朝倉までのバスについて社会実験を行って、どれだけの方が利用するかどうか、それも含めたところでデータをとりながら、朝倉までのバスを西鉄のほうにお願いをするとか、そういったことも近々計画をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間がもう20分になりましたので、あと諸塚村の補助金についてお尋ねいたします。これが私たちが諸塚に行ったときの資料ですよ。諸塚村でもらってきた資料です。この中に、いろいろ書いているんですよ。赤ちゃん誕生祝金が、先ほど市長がおっしゃったように、第1子が5万円、第2子が10万円、第3子20万円、第4子になりますと40万円、第5子になると50万円、第6子が60万円というような補助制度をつくっているわけですよ。それから、さらに中学校卒業祝金というのが、中学校卒業時に進学または就職の支度金として10万円渡します。就職支度金ですよ。

それから、奨学金の貸与というのがあります。無利子です。大学生が月4万円、高等学校が月3万円、これについては、いわゆる要件を満たす、村に帰ってきて、村で生活するということになりまして償還免除の規定がある。それから、結婚祝金が15万円、こんな制度をいっぱいつくっているわけですよ。該当者は、先ほど言うように、村外の人には適用しないということになっている。私は今、うきは市では、いわゆる未加入世帯というのがふえているわけですよ。例えば、これは自治協議会の組織検討委員会というのが22年に発足しました。そして、23年2月23日に答申を出してありますが、その答申の中に、いわゆる未加入、吉井町で302、浮羽町で388、690がいわゆる行政区にかたっていないという数字がその当時は出ておったんですよ。これは答申の中に書いてありますよ。今、どこになっているか知りませんが、恐らく800超しているでしょう、未加入世帯が。そういうものとタイアップして、加入していないとこの奨励金はもらえないというような条例をつくってほしいということをお願いしています。そうすることによって、いわゆる未加入世帯の減少にもつながるし、出生率も上がってくると思うんですよ。したがって、そういう条例ができないかというお尋ねをしたけど、できないということですので、いま一度答弁願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ある面では三園議員からたびたび厳しい財政事情の中で、身の丈に合っ

た財政運営をとという御指摘をいただいております。そういう中で、厳しい財政事情の中で、いかに効率的に施策を打っていくかというのが常に私どもが心がけているところであります。

今回の諸塚村の取り組みの事例については、先ほど答弁させていただいたように、それだけの効果があるのか、あるいはちょっと行政の規模が違うことによって、相当の財政支出を覚悟しなくてはいけない、それだけに見合う効果が果たしてあるのかという課題、それから、やっぱり日本国憲法にも抵触するような形になりますが、行政区の強制加入というのは、やっぱり憲法上、課題があるんじゃないか、こういうことを御説明して、なかなか厳しいのではないかという答弁をさせていただいたところをぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 私は強制加入を進めているんじゃないですよ。こういう条例をつくって、その条例の適用を受けるためには、行政区加入が条件ですよということで、何も強制的に加入しなさいという条例をつくれということは申し上げておりませんよ。そういうセットにして、補助金を受けるためには行政区に加入していないとだめですよという条例をつくってほしいということを申し上げている。何も憲法に違反するような条例をつくれとは申し上げておりません。

それでは、次に移ります。

63ページに子は地域の宝プロジェクトというのがありますが、木の玩具、乳幼児向け木製用品開発というのがありますが、これはつくられているわけですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 木の玩具、乳幼児向け木製用品の開発につきましては、今年度はうきは市民センター3階の図書館がありますところの3階のぬくもり広場というところに木製の遊具とおもちゃ等を配置するところで今準備を進めておるところでございます。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これは来年が戌年ですよ。犬の模型です、玩具です。干支にちなんだ玩具、これは篠栗町がつくっているんです。幾らかかっているかというと85円ですよ、この1体が85円。これを老人会等にも配っているということで、いわゆる木だけでできている玩具です。どうぞ見てください。

うきはの場合は100万円使って何つくったんですか。100万円も使ってですよ。これは85円、90円程度でできている玩具ですよ。犬の模型です。来年、戌年だからということで。私はこういうのをもうちょっと大きいのをつくってしたら、来年生まれるお子さんに記念品をあ

げてはどうかというのを堤商工会の副会長にも申し上げておりましたが、それはいいことだ、私も考えてみましょうということですが、市長にも申し上げるということでありましたが、どうなったかお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと初めてお聞きしました。来年の干支の話ですから、もう少し早く御提言いただければ、いろいろ検討させていただきたかったと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） あと3分しかありません。次の問題に進めたいと思います。

次は、残り時間が少なくなりましたので、第2項目の野生鳥獣被害と衰退する山間地域の活性化方策について質問をいたします。

うきは市は東西約12キロ、南北約11キロ、面積は117.46平方キロであります。その半分は森林であります。したがって、山間部地域においては、毎年鳥獣による農作物等に係る被害が深刻な状況にあります。全国の農産物の被害額は、平成27年度は200億円、九州農政局管内でも30億円に達しています。

獣類別ではイノシシが52%、次いで鹿が16%です。猿が5%、鳥類ではカラスが10%で最も多く、ヒヨドリ6%、スズメ2%と報告がされております。したがって、山間地域では、少子・高齢化社会による人口減少と、住民では地域を永続することが困難が来してあります。特に収穫時による被害により、営農意欲の喪失による耕作放棄地の増加、山間地農業の経営の放棄が懸念されてあります。この姫治地区の山間地の現状は、やがて耳納山麓地帯の福富校区でも派生する問題であります。行政としてどう対処するのか、大きな課題であります。さきの田籠地区の議会報告会において、野生鳥獣の解体施設が欲しい、どうしてもだめなら、他の自治体の施設が利用できるよう策を考えてほしいというような意見が出てありました。

行政執行部はこの回答に、うきは市単独での整備が難しいと回答していますが、どのように検討しての結論なのか、疑問であります。この山間地の住民は、小学校の統廃合により、ますます衰退を懸念し、さらに鳥獣被害の不安を払拭するために、市長の解決策について責任ある答弁をお願いしたいと思います。

そこで1番目、山間地域の人口減少に伴い、野生鳥獣被害が増加の傾向にありますが、九州全域で年間被害額30億円、じゃ、うきは市の年間被害額は幾らなのか。

2番目に、野生鳥獣を捕獲しても利活用が鹿14%、イノシシ6%の現状であります。福岡県内には食肉として処理工程を整えている施設は何か所所在するのか。3番目に、さきの議会報告会の農業振興策で、鳥獣解体施設等がだめなら、他の自治体の施設でできると要望がっておりますが、距離的に不可能ではないでしょうか。

4番目に、廃棄していた捕獲獣をその場で解体処理、冷蔵し、運搬が可能な処理施設を備えた車が完成してありますが、山村振興基金でうきは市に導入できないかどうか、以上4点について市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま野生鳥獣被害と衰退する山間地の活性化方策について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が野生鳥獣による市の年間被害額は幾らかという御質問でございますが、うきは市における野生鳥獣による年間被害額は、平成28年度推計で約1,800万円となっております。年度により変動はありますが、依然として農林生産物への被害はまだ多い状況にあります。

駆除活動の強化による個体数の削減、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置等、被害防除の両面から被害防止に努めているところであり、今後も引き続き被害防止に取り組んでまいります。

2点目が、福岡県内には食肉として処理工程を整備している施設は何か所あるのかという御質問についてでございますが、現時点では、福岡県内で添田町、糸島市、宗像市、みやこ町の4カ所に獣肉処理加工施設が設置されております。今年度新たに田川市、豊前市の2カ所に設置が計画されております。お隣、東峰村も建設を計画されておりましたが、九州北部豪雨災害の影響で、今年度の建設は断念されたと伺っているところであります。

3点目が、議会報告会の農業振興策で、鳥獣の解体施設を、だめなら他の自治体の施設ができるようにとの要望があったが、距離的に不可能ではないかという御質問についてでございますが、先ほど申しました福岡県内4施設の施設及び計画中の施設の利用を考えた場合、議員御指摘のとおり距離的な面から利用は不可能であると考えております。

しかし、処理加工施設については、採算性など経営的な面から見て、うきは市単独での施設整備は厳しいものと考えており、近隣市町村との広域的な連携を視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

4点目が捕獲獣をその場で解体、冷蔵し、運搬可能な処理施設を備えた車が完成したが、山村振興基金で導入できないかについての御質問であります。捕獲した個体をジビエとして販売等していくためには、まずもって食味に直接かかわってくる血抜きや内臓摘出等の1次処理を迅速に行えるかが重要であります。近隣に処理加工施設がないうきは市のような場所で、ジビエカーの利用ができるのであれば、それは有効な手段であると思われれます。

また、山村振興基金での購入につきましては、地域が主体となり、山村地域一体の取り組みとして申請がなされ、山村振興基金審議会の審査を受け決定を経なければなりません。しかし、導入については、多くの課題があると認識をしております。例えば、処理施設及びジビエカーともに食肉処理業の免許や営業許可を取得する必要があり、食品衛生管理責任者の設置も必要でござ

います。

また現在、捕獲獣の大半は、捕獲者が自家用の食肉として処理されておりますので、安定した供給を確保するためには捕獲者の理解も必要となります。そのほかにも、ジビエ独自の販路開拓や、野生獣であるがゆえに生じる品質管理の難しさなど、さまざまな課題が考えられます。ジビエカーの導入、処理加工施設の設置につきましては、既に設置導入をしております先進地の取り組み、また、地域の方々や有害鳥獣駆除班の意見等を参考にしながら、慎重に検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そこで、もう時間が4分しかありませんので、いわゆる有害鳥獣駆除委託料というのが毎年払われております。これは成果表を見ますと、銃器班が8人ですね。箱わな班が8人、合計16人ですが、この委託先はどのようにして決めてあるのか。特に銃器については、いわゆる2人1組じゃないと出動できんでしょう。8人しか銃器班はいないんですけど、なかなか市民から希望があっても出動ができていない実態ではないですか。そのために、銃器でイノシシが何頭とれたかというのを調べたわけですが、26年度は68頭ですよ。27年度は79頭、28年度は64頭、箱わなは26年が207頭、27年が249頭、28年、257頭ということで、圧倒的に箱わなのほうが捕獲している。したがって、この28年度で236万2,000円の予算が使われてありますが、この委託先、あるいは委託料がどうなっているのか、答弁願いたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 28年度の場合で、有害駆除委託料につきましては236万2,000円を有害駆除班のほうに支払いをしております。有害駆除に当たる燃料費、それから、餌代、活動費、そういったもろもろの費用に対処するために委託料を支払っておるところでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） その支払いについて不足は出ていないわけですか。あるいは出動はこなっていますか。いわゆる市民から、今イノシシが出てありますと係にお電話してもなかなか対処できていないでしょう。このことについてお願いしたいと思いますが。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（榑川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 農家のほうから有害鳥獣の出没情報等の連絡があった場合には、駆除班のほうに連絡をしまして、迅速な駆除の活動に当たっていただいております。

捕獲の関係につきましては、箱わなのほうにつきましてはウリボウが頭数も入りますので、捕獲わなのほうが捕獲数としては大量になっております。銃の場合は、できるだけ一人では入らず、グループで銃の処理に当たっておりますけれども、それぞれ銃の面、それから、箱わなの面、いろいろ役割もございますので、そういった役割を分担しながら、有害駆除に当たっているところでございます。

○議長（榑川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 内容をよく吟味してください。そればかりじゃなくて、もう時間がありませんから。これが2017年に完成しましたジビエカーです。この来月25、26、27日の3日間、鹿児島で全国ジビエサミットというのが開催されますが、そこに展示されるようにしてあります。この車の中に全部解体処理、冷蔵、運搬まで入っている施設、車ができています。これは高知県の梶原町に1台入っているだけで、今度、鹿児島で第4回の日本ジビエサミットで展示されるということですから、総務産業常任委員会では見に行くことにしておりますので、ぜひ市役所のほうからも職員を派遣していただくようお願いして、以上で終わります。

○議長（榑川 正男君） これで13番三園三次郎議員の質問を終わります。

○議長（榑川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は15時45分より再開します。

午後3時32分休憩

午後3時45分再開

○議長（榑川 正男君） 再開します。

次に、6番、上野恭子議員の発言を許します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 議長の許可をいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。

いよいよ今回の12月議会と3月議会のタイム機会となりました。まず、今回の質問におきましては、3番、4番は以前に質問をしたと思いますが、もう一度質問させていただきます。

さて、1つ目、学生議会の開催についてでございます。それから2つ目、改正個人情報保護法と生活保護法について、それから3つ目、市民公園設置について、4つ目、市民サービス案内窓口設置についてでございます。

1 番、学生議会の開催についてでございます。

傍聴席の究真館高校の生徒さんもいなくなり、ちょっと寂しい思いではありますが、一生懸命質問をさせていただきます。

平成28年度より公職選挙法改正で18歳選挙権も施行され、今後の市政づくりに広く若者の意見、アイデア等を聞くことや、若者が政治に関心を持つことも大変重要と考えられるので、子供議会と並行し学生議会の開催も行ってみたいかどうかという案でございます。

11月26日、11月23日には、ただいま傍聴に来てありました究真館高校の生徒さんが柿の出荷のお手伝いをしているという新聞での報道を見ておりました。

18歳選挙権については、うきは市長選が初めてで、28年7月3日に全国初めての18歳選挙投票でございました。子供議会の施行は平成25年8月からであり、私が議員になりたいと思った、この子供議会の開催もその思いでもありました。

地元で一つの究真館高校と市との交流、懇談会も要望していき、前向きに行政も回答をいただいたところで、本当に昨年は市長も講演に行かれたとのことを聞き、うれしく思った次第です。また高校側よりも、何か地元、うきは市に役に立つことがあれば積極的に参加をしますとの気持ちもいただいてまいり、高校とのつながりも感じているところであります。

このような中、28年7月3日の市長選は、18歳、19歳、581人中223人の投票、参議院選では625人中230人の投票、衆議院選では570人中205人の投票でございました。18歳以上の選挙にもなり、投票率、参加ばかりを重視するだけではなく、若者が住みたくなるうきは市にするために、市政に対し考えや思い、アイデア、将来像の意見等、意見参加を促すことも大変重要と考えております。

市外からの居住を望むことも大変重要ですが、うきは市とかかわりのある学生、究真館高校、また中学生との市政交流は、市への思いを育み、居住する心や日常のうきは市を見る目も育ち、将来の市を担う心も育むことができるのではないかと強く思います。

市政への参加の意識を高めていくことも大事でございます。市政参加型でしっかりと次へつなげていくことも、若者の意見は侮れず、グッドな意見や市で頑張る気持ちも芽生えるのではないかと考えております。子供議会は、文化連合の子供未来学部のほうより始めていただきました。こういうことで、学生議회를ぜひやっていただきたいという思いです。

私は、青少年健全育成の中の議員でございますが、青少年健全育成の中で、今、福祉事務所長であります梶原元係長にも何度となく、ひっそりと申し上げたこともあります。子供議会もそろそろ落ちついてきたと思いますので、大変ですが、ぜひ学生議会をよろしく願います。

1回目の質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま学生議会の開催について、若者の意見、アイデア等を聞くことや、政治に対する関心を持たせるため、学生議会を開催してはどうかという御提案であります。昨年、選挙権年齢の引き下げに伴い、全国に先駆けて、うきは市長選挙において18歳選挙が行われました。

高校においては、国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」の中に、有権者として求められる力を身につけるために、模擬選挙や模擬議会を行うといった指導内容の記載がございます。また、各議会が主催し開催されているものとして、香川県議会や大分市議会による高校生議会の開催、近隣では小郡市議会において高校生との意見交換会等が行われております。

このような中、うきは市では福岡県立浮羽究真館高校において、市長選挙時に模擬投票が行われたり、先ほどまで生徒会役員による一般質問の傍聴が実施されたりしております。高校の教育課程の編成については、校長の責任のもとで行われておりますことから、福岡県立浮羽究真館高等学校の今後の学習内容の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、うきは市としましては、私自身が福岡県立浮羽究真館高等学校の新1年生を対象に、来年4月に講話をさせていただくこととなっております。全国初の18歳選挙となった昨年7月のうきは市長選挙を契機として、主権者教育の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。高校がいろんな思いもあるとも思いますが、ぜひ市のほうから一度提案をしていただきたいと強く願っております。きょうも傍聴の席で生徒さん方の非常に熱いまなざしを感じました。いろんな子供たちは子供たちの、子供といたしましても、もう半分大人になりかけていた子供で、いい提案もあると思いますし、子供議会よりかは非常に難航する部分もあるかと思っておりますけれども、その分、非常に参考になることもあると思います。ぜひ前向きに検討をしていただきたい。若い者のアイデアが出ていくと思いますし、また、それにつけての市政に対する気持ちもできてきますし、選挙への促す行動となっていくのではなかろうかと思っております。学生たちがどのように思っているかということも、若者の意見を聞くことも非常に市政の上では大事です。子供議会でも、先ほどから市長が申しましたが、公園が欲しいとか、いろんな希望が出されているというようなことも市長は受けとめられているなと思えました。

それで、私たち議員の、ある程度の高齢者の言葉も大変経験上重要とは思いますが、今からを担う子供たちの意見というのは大変重要と私は思っております。自分たちの子供を見る場合でも、自分たちよりとりたてていい考えを持っていることもございますので、ぜひその投げかけてみる

ということ、まず、する、しないというよりか、投げかけてみることをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

対象は中学生、中学1、2年生、高校1、2年生というところだろうと思いますが、そのようなことから、もっと活気のあるうきは市を見出していけるのではなかろうかと思っております。子供たちは頭もやわらかいし、本当に真剣に考えているんなことを提案してくると思います。その分、学生議会といっても、非常に行政側は大変な答弁もあると思いますけれども、非常にそれが活気をもたらしていく、そういうことはもう目に見えるようであります。どうぞそういう思いを持っておりますので、投げかけだけはしていただきたい、その答弁をよろしく願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、世界では18歳選挙の国が約9割以上を占めております。18歳未満の国は3カ国しかございませんで、16歳がオーストリア、17歳がインドネシアと北朝鮮、3カ国のみであります。

したがいまして、我が国では昨年、うきは市が18歳選挙の発祥の地になったんですけれども、当分、我が国においては、この18歳というのは、まず絶対ということはありませんが、ほぼ18歳の状態が続くのではないかと承知しております。そうしますと、それまでの間、18歳選挙発祥の地という看板はずっと掲げていくということになりますので、そういう意味合いでも、主権者教育についてはしっかり取り組みを進めていきたいと、このように思っております。

私ども、ブランド推進課長が窓口となって、定期的に浮羽究真館高校とは意見交換をして、さまざまな角度からお互いいろんな活性化につながることを協議させていただいております。その延長で、今の御指摘についても、いろいろ御意見を伺いたいとは思いますが、ただ、時期については、来春、御案内のように、市議会議員の選挙もございますので、ちょっとタイミングを考えなくてはいけないという点と、もう一つは、やはり事柄が事柄ですから、執行部だけではなくて、市議会とともに協議をさせていただいて、取り組みを図っていききたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 3回目です。本当に前は行政との交流もなかなかされていなかったというふうに私捉えておりますが、今しっかりと交流もしていただきまして、市長の呼びかけで傍聴もおいでいただきました。とてもうれしいことだと思えました。こういうふうで、少しずつでも子供たちにも市政のことを――市長の呼びかけではございませんか。市長の呼びかけだろうと私は思いましたが、どちらにしても、学校のほうから出向いていただくということは非常に喜ばしいことです。

それで、少しずつ、やっぱり子供たちにも、人口も減ってきております。子供の数も少ないと

いう中で、しっかりと子供たちに市政に対して目を向けてもらうということは将来大事なことだろうと思いますので、今すぐでなくても、そういう思いを持ちながら交流をしていただいて、あるときにやはりそういう提案を捉えていただくというようなことも大事ではなからうかと思いません。ぜひ前向きに、頭に常に置いていただいて、学生議会、子供たちも発言する機会があるというのと、ただ一方的に聞くというのでは全然気分は違います。自分たちもそうだと思います。それで、受け身ばかりではなくて、自分たちの思いを発するところもあるという機会をつくってあげること、それは非常に大事です。特に、今の子供たちはそれぞれに意見を持っておりますので、そういう機会を与えてあげるということで、ぜひ前向きの検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど市長のほうから、懇親の中で少しずつ伝えるということでしたが、まず、そういうことをもう一度確認して、次に移りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） しかるべき時期に、そういう方向で対応させていただきたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） それでは、次に移ります。2番、改正個人情報保護法と生活保護法についてでございます。

このことは、私が議員になりまして生活保護についてのいろいろお尋ねとかがありました。それで、そのときには担当課に聞きながら個人的にちゃんと行政がやっておりますからというようなことでお伝えをしましたが、12月議会、3月議会の一般質問に限られましたので、今回初めて生活保護、また個人情報のことについて質問をさせていただきます。

個人情報保護法は2003年5月、平成15年に、改正法は29年5月に制定されました。民生委員は厚生労働大臣からの委嘱で地方公務員の非常勤でございます。学校側の生徒さんへの情報、名簿については改めて集めていないということですが、家庭訪問等において情報をとることも先生においてはあるということでした。

改正個人情報保護法は平成25年5月に成立し、現在、民生委員さんのみが地域住民名簿を持っていますが、国、県、市が自治会活動を重視する中、災害時等において情報開示をして、行政のアンテナを広げていくことも非常に大切で、区長、自治会長についても地域住民名簿は必要なのではないかと思うわけでございます。市民に願ひする役員については、区長、首長、それから民生委員などなど、いろいろ多岐にわたりますが、役員については市民生活が円滑になるようにいろいろな面で隅々まで目が届くように、国、県、市が依頼するもの、また住民が自発的に行うものとあると思ひます。

今回の質問の個人情報保護法については、行政の目の届かないところに目をやり、アンテナを広げることに対しては、保護法の意味を深く理解していく必要があるのではないかと考えております。人命にかかわることについては、個人情報保護法開示がとても大事と考えております。現在、民生委員さんのみが家族構成等を持っていると聞いておりますが、区長、首長、自治会長も何らかの情報は必要なのではないだろうかと思っております。

次、生活保護についてでございます。今回の質問に当たりましては、過去にお尋ねがあったということがありましたので、今回聞くようにしたわけでございます。その中には、間違いとか思い違いもあるようでございます。年間、約6億円程度の予算が上げられておりますが、国が4分の3の予算、市が4分の1の割合の予算でございます。保護されるべき方がされていないこともあるのではという思いからの質問でございます。

25年5月に規定された新生活保護法は、勤労意欲のない者、それから、素行不良者には保護を行わないとされております。現行生活保護法は、被保護者に対し自立の対策の一つとして、自治体の裁量で家計簿記帳を求められることができるとされておりますが、現状と今後の対応について伺います。

また、本来救済が必要な困窮者、隠れ困窮者と私書かさせていただきましたが、把握はできているのか、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所、徴収対策室、またこれに学校等の連携努力はされているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

市の生活保護については、福岡県では半分ぐらいの推移のところうきは市はいます。決して少なくないということです。筑後地区で3位程度の推移にいます。これも少なくありません。1950年、昭和25年に制定された生活保護法は、憲法25条の生存権の理念に基づき、国が生活困窮する国民に対し必要な保護を行い、最低限度の生活を保護し、その自立を助長することを目的とする法律です。また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。日本全国市町村では、この間報道がされておりましたが、約1,727市町村のうち360自治体ほどが保護者の家計簿、家計相談、家計簿をつけているというような指導をしているということでありました。市におきましても、保護係でケースワーカーの方が、わずかな人数ですが、2人から4人ぐらいいらっしゃると思いますが、非常に努力をされているのはよく知っております。

市において28年度に保護開始をされた方が42人、保護をやめた方が37人であり、生活保護者が平均、約290人ほどいらっしゃいます。入れかわりがあるということでもあります。

報道によりますと、シングルマザー等が2人に1人はとても貧困であるというようなことも報道されておりますが、うきは市での保護者に対する金銭管理指導が10世帯ほど社会福祉協議会

でされているというようなことでありました。生活保護は医療費給付、住宅費給付があり、支給保護費は地域や世帯の状況によって非常に異なりますが、最低の生活費から収入を引いた差の保護となるというようなことでございます。

こういふことで、今の対応と今後の必要性を考える対応、また、個人情報保護法による状況も見えにくい中からして、本当の困窮者の把握ができているのか、そういうことの答弁をよろしくお願いします。

1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま改正個人情報保護法と生活保護法について、2つの御質問をいただきました。

1点目が改正個人情報保護法についての御質問であります。本年5月30日に施行されました改正個人情報保護法は、名簿を取扱者、いわゆる個人情報取扱事業者の範囲を、名簿登載情報5,000件からそれ以下まで拡大し、情報管理の厳格化を行ったものであります。

国や県でも地域活動を重要視している中で、市においては災害時に支援が必要な方に対する支援が迅速に行われるよう、災害時避難行動要支援者名簿を各区長、自治協議会を初め、関係機関にお渡しし、さらに実効性を確保するため、要支援者ごとの支援者の選出を現在、各区にお願いをしているところでございます。他の自治体では、個人情報保護審査会に諮り、災害時の避難誘導及び支援に限って、厳格な名簿管理による漏えい防止策を講じることを条件に、自主防災組織に名簿を提供している例もございますが、うきは市におきましては、昨年度から災害時要支援者名簿の配付を開始したところでありますので、現在の運用で行いたいと思っております。

2つ目が、現行生活保護法の被保護者に対する自立対策の現状と今後の対策及び民生委員等との連携についての御質問であります。現在、うきは市では、平成29年10月末現在で298世帯、432名の方が生活保護を受けられております。世帯累型別被保護者数としましては、高齢者世帯が143、うち単身世帯が123となっております。母子世帯が23、障害者世帯が33、うち単身世帯が27でございます。傷病者世帯が49、うち単身世帯が41、その他の世帯48、うち単身世帯29となっております。なお、単身世帯としての合計は220世帯となっております。

生活保護に至る理由は、病気や事故等によるけが、また年齢的もの、その他さまざまな事情で就労できず、生活困窮の状態となり、申請、そして生活保護受給となるケースがほとんどであります。

生活保護の相談につきましては、本人またはその家族から受ける場合や、入院、入所されている方の代理として、それぞれの支援員等から受ける場合、民生委員を通して受ける場合、福岡県

保健福祉環境事務所及びうきは市社会福祉協議会、さらには市行政の関係部署など、さまざまにございます。基本的には、来所していただいたの相談受け付けとなりますが、要望、または必要に応じてケースワーカーが御自宅や入院、入所先等に直接出向きましてお話を伺うことも多々あります。

相談受け付けの結果、保護申請となった場合は、親族、預貯金等の調査の上、生活保護の要否判定となります。保護開始となれば、さらに保護相談に至る原因と経緯を聞き取りし、問題点等を的確に把握し、自立可能かどうかの判断とともに、その世帯に見合った支援、指導を行っていくものであります。

また、療育手帳所持者や認知症を含む精神疾患の方で、金銭の管理が困難な方もおられます。このような方々には、それぞれ個別に指導を行っています。具体的なケースとして、1つ目が、保護係へ家計簿の提出を求めているケースが1ケース、2つ目として、居宅世帯で社会福祉協議会へ金銭管理を委託しているケースが7ケース、3つ目として、入院、入所先で管理しているケースが38ケース、4つ目が、成年後見人が管理しているケースが5ケース、合計の51ケースであります。

御質問のとおり、生活保護法では自治体の裁量で家計簿の記帳を求めることができるとされており、生活保護費の適切な管理のため、記帳のアドバイスを行うことはありますが、提出を求めているケースにつきましては、先ほど御説明したように、現在1ケースのみであります。

次に、本来救済が必要な困窮者の把握と関係機関との連携についてであります。平成26年度より、うきは市社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業として委託し、連携して取り組んでおります。

うきは市社会福祉協議会が定期的を開催しております地域座談会や民生委員、その他関係機関から情報提供がありました場合には、保護係を含めました福祉事務所、徴収対策室、その他関係機関と連携しまして、隠れ困窮者の把握を含めて対応しているところでありますが、現状では困窮者の掘り起こしにはなかなか困難な状況であります。仮にそのような方を把握できたとしても、相談・支援を受け付けられないばかりか、接触さえ拒否される方も多く、行き詰まりの状況となることもしばしばであります。しかし、今後も関係機関との連携を密にし、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 個人情報保護法ですね、これ、先ほどの市長の答弁では、結局、各区には災害時のときの名簿が行っているということですかね。ちょっと私が把握できませんでした。

厳格な名簿の管理により、よそでは個人情報を発しているところもあるということでございます。

したが、結局、区長さん等にお尋ねすると、その個人情報の、あそこには何人家庭で、障害の方がいらっしやる、いらっしやらない、高齢者がひとり暮らしとか、そういうものは持たないということでしたが、それは昨年からの配付をしているということでしょうか。そのところをもう一度お尋ねします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のように、うきは市個人情報保護条例第9条の2に、人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合、本人の同意があれば目的外使用もすることができるところとなっております。詳細については、市民協働推進課長より答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 災害時の要支援者名簿につきましては、災害時に自力で避難をすることが困難な方ということで、対象としては75歳以上の高齢者の方、障害者の方、介護認定、介護3級以上の方というような条件のもとに調査をし、御本人の同意を得た方について、昨年度、11月から各区長、それから民生委員、そして自治会、消防団、そういった関係者のほうにお渡しをしているところでございます。

先ほど条例にもありますように、それから個人情報保護法の中にもありますように、同意を得たものでないと第三者に情報を提供することができませんし、例外規定といえますか、あくまでも災害時に限ってその名簿については使用をするというのが大前提でございます。ですから、その名簿について、ほかの用途で使用するということになりますと、目的外使用ということで個人情報保護法のほうに触れてまいりますので、厳格な使用をお願いしながらお渡しをしているところでございます。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） お役を受けている方等は、災害があったときには何も名簿がないというようなことを聞き及びましたので、民生委員さんは地域にお一人でありますし、その方々が情報を持っているというようなことでありますけれども、一人の民生委員さんの負担も大きくなっていき、民生委員さんの能力がそうであれば問われていくのじゃないかなと思いました。

そういうことからして、やはり何かがあったときに手元に役員さんが名簿がないということであれば、先ほど市長が言われました厳格な管理のもとに名簿を出すというようなことも考えてみてはどうかと思えます。近年、災害もたくさんありますし、非常に高齢化率も高くなってきております。そのうち私たちもその中の仲間入りになりますが、やはりもう足腰悪い方、本当に高齢者になったらどこか悪くて、とりたてて障害者手帳を持っていなくても、皆さんどこかが悪くて、もう障害になっている方がたくさんでございます。

そういうことからして、やはり役員さんには最低、区長さんあたりですね、ぜひ民生委員さんの荷が重くならないように、そういうこともぜひ行政のほうで考えていただきたいと思います。行政は、やはり役員をつけるということは、行政の届かないアンテナを広くしていくという意味での役員であろうとも、一方ではそれでもあろうと思います。役員がいて、そういうときに十分な活動ができないということも非常にネックでございますので、ぜひそのことも行政内で検討していただいて、そして十分な活動ができるように配慮をお願いしたいと思います。国のほうで、とりたてて情報を流したらいけないという法律があれば、市長会、県議会のほうでも要望していただいたらと思いますけど、まずは市のほうの条例にそういうふうになっているということでもありますけれども、ただただ条例になっているということではなく、人の命にかかわることはやはり大事ですので、そこいらあたりをもう一度検討をお願いできたらと思います。

それから、生活保護につきましては、私がここで言いたいのは、隠れ生活困窮者がいるのではないかという心配でございます。今、生活保護をしている方に対して、行政が非常に管理を努力されているのも知っておりますし、徴収対策室等が何人もの方を助けていただいたことも知っております。ただ、1カ所の情報だけではなくて、この困窮の中に子供が紛れていないかなという心配等もありまして質問をしたわけでございますが、地域の懇談会とか、そういうものの中から探っていくというようなこともお聞きしましたが、この生活保護の出入りについては、三、四カ月程度で新たに生活保護をする人、自立ができて、生活保護をやめていく人といらっしゃるということですから、年に2回ほどでも結構ですから、連携会議をしていただいて、そして、そういう心配のないような対応をとっていただきたいと思います。

そして、生活保護が必要だと思われる方で、かたくなに拒否する方、そういう方に対しての対応もどうかやっぱり気になるところでありますが、情報の連携プレーと、かたくなに生活保護を拒否している方についての対応の方法を検討しているようであれば、その回答をお願いします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長より答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 隠れ困窮者ということですが、先ほど市長が答弁いたしました、把握するためには関係機関との連絡を密にしておくということですが、その情報をいち早く連絡をいただいて、担当ケースワーカー等の相談に持っていくことがまず大事なことだと思っております。そういう情報を得ましても、特に一例を挙げますと、母子家庭とかになりますと、うきは市のケースワーカーが現在、男性のみの4名ですので、そういう方々へのアプローチをどうやっていくのか。時には経理担当とかで女性の職員もおりますし、その職員、あるいは保健師、保健課のほうにお願いして、保健師等も派遣して、母子家庭の際には、それに見合った相談員と

して御自宅なりに向かうと。困窮されている方が、まず胸のうちをいかに正確に思いを私どもに伝えていただけるかということをやっぱりケース会議等の中で現在も常に話し合いをしているところですが、それでも拒否される方はやはり、特に精神の疾患があられる方、強制的に受診とか入院とかというのがさせられない場合もございますので、現状でちょっとそういうケースも今当たっていますので、関係機関の協力を得て、今後ふえてくると思っていますので、スムーズな申請、それから、相談等に行けるように努力してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。本人が拒否をするということであれば、非常に行政もやりにくいことは存じております。でも見放さずに、やっぱり目を向けていただくということの努力をお願いしたいと思います。

また、個人情報も先ほどから申したようなことで、ぜひ民生委員さんの負担にならないように、また人の命にかかわらないような対応を今後考えていただきたいと思っております。

それでは、3番の市民公園設置についてでございます。時間がなくなってまいりました。急ぎます。

市民公園設置についてでございます。このことについては、過去にも何度となく質問をいたしました。市内外から多くの方々が集う道の駅、市民図書館、またアリーナ等の近くに子育て支援として、また人口増対策の一環として、大人、高齢者もともに集える市民公園を設置できないかという質問でございますが、この市民はもう7年ぐらい前から子育て中のお母さん、それから、高齢者の方が町なかに公園がないというようなことを、希望をされておりましたので、質問としました。答弁は、校区の子育て支援の公園ですね、児童遊園を利用してくださいということでしたけど、児童遊園も対して魅力のないような公園でございます。遊具は結構傷んでおりますし、広さも狭いしですね。本当に子育て支援だろうかというような、目で見てもそういうふうには感じない公園であります。そしてまた、時間がありませんのでかいつまんでいきますが、家の日陰であったり、何か遊びたいというような公園でないわけですね。

だから本当に、せんだって藤波ダム公園にちょっとお天気のいい日に行きましたら、1家族が遊んでおりましたけど、次から次と来られて、5家族か6家族に最終的にりましたが、最初は滑り台で遊んでおりますけれども、南側の土手で草スキーを始めて、子供たちが伸び伸びしているわけですね。それを見て、ああ、こんな公園はいいなと思いました。余り遊具を置くばかりでなく、配管を埋めたような遊び場と、土手でしっかりと汗を流して遊んでおりましたら、2歳の子供が滑ってきたら自分で登るわけですね。親御さんも、ここでの子守は本当に楽ですと。そして、親同士がいろいろ情報交換をして、とてもいいなと思いました。ところが、あそこは交通アクセスがなかなか難しい部分がありますので、滑り台等も必要ですが、ああいうエコ公園みたい

なのが市内に、もう市内に欲しいと言われるんですね、みんな。それで、これも子育て支援の一環だろうと思います。もう七、八年ほど前から要望が非常に出ています。ちょっと広く、日当たりのいいところで、そして木陰があり、ベンチがあり、そういう公園ですね、そういうものができないものだろうか。これだけ子育て支援、それから、子供さんを産んでいただきたいという思いがある中で、そういうものは考えられないのか。これは、こういう公園というのは費用対効果は考えられません。図書館とか公園とかいうのは、私は費用対効果を考えたらいけないものだと思っておりますが、それにつけて、ちょっとかいつまみましたが、Uターン、Iターンがありますけど、孫ターンもございます。そういうことからして、前向きに考えていただけないか。

そしてまた、児童遊園につきましては、日陰が差すところとか、余り魅力的でないところはもう、新たに今のニーズに合うように考え直す、昔からの公園のあり方ではなくて、社会状況も変わっておりますし、子供の状況も変わっておりますので、児童遊園のあり方ももうちょっと考えていただくというふうに精査をしながら、市民公園、広域的市民公園を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市民公園設置について、子育て支援として、人口増対策の一環として、市民公園の設置はできないかという御質問であります。議員御承知のとおり、現在うきは市には12カ所の市立公園がございます。また、道の駅うきはには、防災拠点として、平常時には休憩施設として、緊急時には災害対策用に活用できるテント設置可能なパーゴラ、かまどに利用可能なベンチを含む防災機能を有した防災公園が国土交通省によって整備をされました。さらにあわせて、市が円形劇場の復元を行っており、今月21日には完成予定の運びとなっております。また、アリーナにつきましては、スプリング遊具、ベンチ等を設置しております。

現在、新規の公園設置についての計画はありませんが、今後、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適切な維持管理に努めていくこととしておりますし、公園としての活用のあり方についても、立地条件も含め検討していかなければならないと認識をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 少しは行政のほうも考えていただいていると捉えましたが、現在、幼児期の子供さんたちは比較的、ちょっとぐずったらお母さんたちがスマートフォンを持たせたりタブレットを持たせたりして画面を右から左にやる、こういう世界で育っております。それで、自然から学ぶというようなことがなかなかできておりません。自然から学ぶということは、いろんな知識も豊富になりますし、子供の脳の発達の中にも大変重要なことがあるのではなかろうか

と思います。まず、どなたも言われますが、目も悪くなりますけれども、子供たちにああいうのを持たせたら、右から左にこうこうするばかりですね。だから、子育ての中でも本当に広い公園ですね、こういうのは身近に、そういうのは大事だと思います。

そして、児童遊園がそれだけ力を発揮していないと思うんです。あれは昔からの公園ですね。それで、余り適当でないところは、もう廃止のことも考えてみたり、ここはというようなところは芝ぐらいを張っていただいて、そんなに遊具も置かなくても、みんながちょっと集うところとしてもいいのではないかと思いますので、公園の見直しを全体的にやっていただきたいと思います。

それで、本当に藤波ダム公園がまちの中にあつたらなというような思いで、もう子供たちのにこにこした顔が今でも目に浮かびますが、本当に生き生きとして、かわいい子供たちが遊んでおります。それで、やっぱりちょっと遠いし、アクセスが無理なので、そういうところでああいう草スキーとか、ああいうのは本当に喜ぶますね。だから、本当、遊具ばかり置く公園としないでも、少し山をつくったりして遊べる公園を考えてみたらどうかと思いますので、公園についてはもう一度よく検討していただきたいと思います。これは若いお母さん方からの希望でもありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、このことについては検討を全体的にさせていただくということで、よろしいでしょうか。その答弁をいただいて、次に移ります。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議員さんの質問のほうでありました、今、市長のほうからも申しますように、市内では今12カ所の公園の管理をやっております。町なかでのそういった公園、広場がないというところがございます。今までは議員さん言われますように、児童遊園をそういった方には利用していただくというところ、それから、ちょっと離れておりますけれども、今言いますように、藤波ダムとか調音の滝とか、そういった遊具のある程度整備された公園というところがあります。議員さん言われますように、町なかでのそういった公園の計画というところがございます。まずはそういった土地が必要などころではないかというふうに思っておりますので、そういった条件等があるときには十分そういった検討も踏まえたところで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） それでは、ぜひよろしく願います。市民の方からの強い要望でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4番、市民サービス案内窓口設置についてでございます。このことも過去に一般質問をしました。

まず、高齢化率が高くなっている中、庁舎ロビーにおいて、用件の担当課がわからない方々をよくお見かけします。市民サービスとして案内窓口設置をする必要があるのではないかという質問でございますが、新設できればよいのですが、少なくとも市民課の向かって右のほうにお尋ね窓口とか、御案内窓口とかいうようなものは簡単に設置ができないものかという要望でございます。

人口3万人程度のうきは市でございますけれども、先ほどから市長が言われますように高齢化率が32.3%です。この高齢化率もだんだん高くなっていきますが、高齢者の方は腰や膝や足も悪く、なかなかうろうろすることもだんだん難しくなっていますので、本当に給付時期、いろんなものの給付金のときも、書類を手をうろうろしている方もよく見かけます。

それで、簡単なお尋ね窓口でよいと思いますので、ここに尋ねたらわかるなという窓口をつくっていただきたいと思います。それ専用でなくても、市民課の方が大変とは思いますが、本当に市民の方がわからないというところは心の痛むことでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

今までお見かけした中では、市民課の窓口の若い方がカウンターから出てきて案内をしている姿もよく見かけました。本当に優しく案内をさせていただいております。うれしく思いました。でも窓口があるということは、本当に市民の方の安心にもつながりますし、今からますます高齢化になりますと、そういう方も多くなると思います。私たちみたいにしょっちゅう行政に来ている人はわかるんですけど、久々に来る人とかですね、また、外部からいらっしゃった方なんかは、なかなかわからないんですよ。

それで、横のほうにいろいろ課の説明をしてありますけど、もう高齢になりますと目も悪くなるし、そこまで目配りもできませんので、ぜひ、通路正面から入りますと、市民課に行き当たるわけですね。その端のほうに、なるべく若いお嬢さんのところにでもお尋ね窓口をつくっていただくと幸いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市民サービス案内窓口設置について、庁舎ロビーへの案内窓口の設置について御提案をいただきました。

平成26年6月から約3カ月間、若手職員の研修の一環として、庁舎玄関ロビーにおきまして総合案内係を設置いたしました。これは、総合案内係に従事することにより、庁内の他の課の業務内容や接遇の基本を学び、市民サービスに寄与することを目的として実施したものでございます。研修効果の検証をもとに、案内板の見直しを行い、庁舎の各フロアの東西2カ所に案内板を

設置しております。また、市民生活課の窓口におきましては、受付整理機、発券機を設置し、申請書等の処理状況の明確化を図るなど、施設設備の改善を行ってきたところでございます。

議員からの御提案にあります新たな案内窓口の設置につきましては、限られた人員の中で業務を行っている状況を踏まえますと、現時点では案内窓口の設置、案内に特化した窓口の設置については難しいと判断をしております。しかしながら、接遇研修等を通じまして、全職員に市役所各課の主な業務等を記載した資料を配付する予定としているところであります。

今後とも、職員間の情報連携に努めていくことで、市役所に来庁される市民の方々を職員誰でもがスムーズに案内できるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 職員誰でもがスムーズに案内できるというのはわかるんです。ところが、来られた方がどこかわからないという状況は、それではなかなか対応ができないわけですね。ちょっとお尋ね窓口でこうすれば、ああ、福祉課はあちらです、それは総務課ですから2階ですと、これだけで結構だと思います。それだけで十分に事足りると思いますし、市民の方々に不都合を与えるというようなことはないと思いますが、そのことすらできないということでしょうか、お尋ねです。答弁をお願いします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長より答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいま上野議員さんから御質問の分でございます。以前の研修を受けて、案内板等は設置をしてきているところでございます。それから、やっぱり職員一人一人が自分の行きたい場所がわからない市民の方に対して、御案内等ができるような形にしていくべきだろうというふうなことで考えております。

そういった意味で、今度、接遇研修を1月に予定しておりますが、その中でも職員のほうに、各課の主な業務等を記載した資料がございます。そういった部分も職員のほうに配って、案内ができるような形で対応できるようにしていきたいと考えているところでございます。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 職員さんの接遇対応については、本当に喜んでおります。もうそれは本当にありがたいなと思っております。ただ、どこに尋ねていいかわからないということをお私に考えてほしいということをお願いをしているわけです。それで、だんだん住民の方が若くなればいいですけど、お年がいけばですね、そして、お年寄りの方はやっぱり体型も崩れておりますから、なかなか上向いてができないような場合もあるんですよ。だから、ああ、あそこに行けばわかるなと思って行かれると安心されると思うんです。それで、難しい説明は要りません。こ

ちらです、あちらですと言っていたらいいわけですから、そういうことはぜひ市民サービスですので、検討していただきたいと思います。ますます高齢化になってきますからね、それと、ひとり暮らしにもなってまいりますので、ぜひそのくらいの対応はお願いしたいと思います。もう一度答弁をお願いします。検討をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、3年前、3カ月でありましたが、新規採用職員の研修の一環として窓口案内係を置きました。そのときのデータがしっかり私の手元にあるんですが、私が思った以上に、その窓口係にお尋ねされる市民のが少なかったんですよ。むしろ、接遇の面で、その窓口係の職員が接遇研修の一環として積極的にお見えになった方に逆にお声がけしなさい、お声かけをしているケースのほうがすごく多かったという実態があります。あれから3年がたっていますので、議員そういうふうにおっしゃるのであれば、もう少し幅広く、市民のニーズを把握しながら、ちょっと検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 多くなければなおさら、設置していただいてもそう大変でもないと思いますので、設置しているだけでも私たちのほうからすれば安心ですので、ぜひ、別につけていただかなくても、市民課の若いお嬢さんのいるところか何かぜひお願いしたいと思いますので、検討をしてください。市民課の仕事をする暇がないように忙しければ別に設置をお願いしなくてはいけませんけれども、そうであればなおさらいいと思いますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで6番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了します。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時47分散会
